

農福連携による障がい者就労の可能性

三重大学大学院人文社会科学研究科

社会科学専攻地域行政政策専修

学籍番号 115M251

氏名 伊藤 吉央

(指導教員：石塚 哲朗 准教授)

目次

序論.....	1
本論文の目的	1
本論文の構成	1
第1章 農福連携を取り上げた先行研究と本論文の研究課題	3
第1節 先行研究	3
第2節 本論文の課題設定.....	5
第2章 農福連携の位置づけ.....	7
第1節 農福連携の広がり	7
1 「園芸福祉」と「園芸療法」	7
2 「農福連携」の展開.....	9
3 障害者福祉施設における農業活動の実態.....	10
4 「農福連携」の実施主体	13
第2節 国の施策における位置づけ	14
1 農業分野からの位置づけ	14
2 障がい者福祉分野からの位置づけ.....	17
第3節 三重県の施策における位置づけ.....	17
1 農業分野からの位置づけ	18
2 障がい者福祉分野からの位置づけ.....	19
第3章 三重県内における農福連携の取り組みの現状と課題	21
第1節 三重県内における農福連携の取組状況.....	21
1 農福連携を推進する体制の整備	21
2 農福連携の推進に向けた動き	21
3 農福連携の推進に向けた具体的な取り組み	23
第2節 三重県内の福祉事業所における農福連携の取組状況と課題.....	25
第3節 三重県内で農福連携に先行的に取り組む事業所への調査.....	32
1 調査方法等	32
2 生活介護・就労継続支援 B 型事業所（松阪市）	33
3 就労継続支援 A 型事業所（鈴鹿市）	34
4 就労継続支援 B 型事業所（名張市）	36
5 就労継続支援 A 型事業所（員弁郡東員町）	37
6 就労継続支援 A 型事業所（桑名市）	38
7 就労継続支援 B 型事業所（名張市）	39
第4節 農福連携に先行的に取り組む事業所への調査結果のまとめ.....	40
1 農地の確保	40

2	販路の確保・拡大	40
3	農業技術の習得.....	41
4	補助金・資金の確保.....	42
5	農業ジョブトレーナーの活用	42
第4章	結論	44
1	福祉事業所による農福連携の取り組みの今後に向けて	45
2	農業経営者による農福連携の取り組みの今後に向けて	45
3	農業ジョブトレーナーの育成の今後に向けて	46
おわりに	48

序論

本論文の目的

2016年4月、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置、いわゆる「合理的配慮」の提供義務が定められた。

しかしながら、三重県では、2013年度まで民間企業における障がい者雇用の実雇用率において法定雇用率の2.0%を大きく下回る1.60%と全国の都道府県で最下位であった。その後、官民を挙げた取り組みにより、2017年度の実雇用率は法定雇用率の2.0%を上回る2.08%まで上昇し、全都道府県の中でも2年連続で20位となるまで改善したが、引き続き障がい者の雇用機会確保のための取り組みが進められることが求められている。

こうした障がい者の就労機会確保のための取り組みの一つとして近年、注目を集めているのが、多様な働き方が求められる障がい者や高齢者等が担い手の不足により苦境に立たされている農業に取り組む「農福連携」である。三重県においても、2016年11月、「農福連携全国サミット in みえ」が開催されるなど、農福連携による障がい者の就労の場の創出及び農業の多様な担い手の確保に向けた取り組みが進められてきている。また、2017年7月には、三重県知事も設立発起人の一人として、全国的に都道府県が連携して、農福連携の取り組みを地域に定着させ、さらなる拡大を図るため、農福連携に関する情報の交換や発信、有効施策の調査研究、国への提言などに取り組む全国的な推進組織である「農福連携全国都道府県ネットワーク」が設立され、2017年12月現在では全国44都道府県が会員として参加しており、「農福連携」の動きが全国に広がりつつある。

本論文は、こうした「農福連携」の取り組みに焦点を当て考察することにより、障がい者の就労機会のさらなる創出、さらには農業の担い手の確保や未利用農地の活用、ひいては中山間地域を中心とする地域社会の維持・発展、地方の再生・創生に資することを目的とする。

本論文の構成

本論文の構成は、以下のとおりである。

まず第1章では、本研究の対象である農福連携の取り組みの背景について、先行研究の考察を通して整理する。そして、農福連携の取り組みについて、「農の持つ多様性」、「6次産業化による広がり」、「農福連携の可能性」から論点を説明する。

第2章では、農福連携が広がってきた経緯について、「園芸福祉」及び「園芸療法」の観点から捉えるとともに、農業に取り組む障害者施設の状況、農福連携に取り組む実施主体の違いによる課題及び支援方策等について整理を行った。また、国及び三重県の施策における農福連携の位置づけを概観した。

第 3 章では、三重県内における農福連携の取り組みの現状と課題を把握するため、三重県のこれまでの取り組みを概観したうえで、三重県が福祉事業所を対象に実施した農業への取組状況等に関する調査結果から、三重県内における農福連携の取組状況や課題等について整理する。さらに、こうした調査等を踏まえ、三重県内において先進的に農福連携に取り組む 6 事業所への聞き取り調査を通じて、農福連携の取り組みが広がり、定着するための課題や必要な支援等について分析する。

そのうえで、第 4 章で農福連携の今後の可能性について、結論を述べる。

第1章 農福連携を取り上げた先行研究と本論文の研究課題

第1節 先行研究

大阪障害者雇用支援ネットワーク（2008）は、「障害のある人が『農業分野ではたらく』ことは、『はたらし方が多様であるために、個々の障害の特性に応じた作業を選択しやすいこと』や、『自然と向き合うことで、はたらく実感が得やすく、喜びも直に感じやすいこと』などから、多くの福祉施設で試みられて」きた一方、「農業を事業として持続的に『経営』していくという視点でのとりくみは、これまで深められていくことは、少なかったのでは」と捉えている¹。その中でも「地域の特産物や販路を生かし、本格的に農業を事業として取り組んでいる福祉施設も存在して」として、先駆的に農と福祉の連携に取り組み、障がい者雇用を実現している事例を紹介している。

杉岡（2016）は、多様性＝ダイバーシティの視点から農福連携を捉えている。農が有する多様性と福祉の現場が求める支え合いを生み出す就労の場が農福連携として広がることで、共生社会の創造に大きく近づくものとしており、農業の特徴として、ものづくりの活動であると同時に、流通・販売へつなぎ、社会への働きかけを必要とする点を取り上げ、育てる、見守る、加工する、食をつくる、販売する、といった農産物の成長と消費に至る過程に多くの担い手を結びつけることができると考えている。そして、その過程において障がい者が作業を担う場合に、障害のある人の個々の適性を考慮した作業工程を設計するジョブコーチ（ジョブトレーナー）の存在が不可欠であり、しかも福祉施設の指導員（ソーシャルワーカー）が農作業についての手順を習得したり、農業機械を操作するための資格を取得したり、または農業法人の社員が障がい者に対する理解を深めるため、福祉の勉強をする必要があると指摘している。

小柴（2016）は、農福連携を「①福祉サイドの主体（社会福祉法人や特定非営利活動法人等）が農業に取り組むパターン、②農業サイドの主体（農家や農業生産法人等）が就労訓練や雇用等で障害者を受け入れるパターン、③特例子会社を設立して農業に参入する場合など、企業等で農業とも福祉とも関係のなかった主体が取り組みを開始するパターン」²の3つのパターンに大別し、その中でも「近年大きなムーブメントともなっている」という①のパターンの具体的な事例を踏まえながら、取り組む主体が直面する課題やその対応について述べている。こうした課題として、①農福連携のきっかけづくり、②農業に関する知識や技術の習得、人材の確保、③農地の確保、④施設整備等に必要な資金の調達、そして⑤経営面（営農・経営計画、販路等）の課題の5つを挙げている。小柴は、こうした課題に対して、社会福祉法人の具体的な取組事例を紹介しながら、それぞれの課題に対してどのような対応がとられているのか説明するとともに、国や先進的な自治体で農福連携を積極的に支援

¹ 大阪障害者雇用支援ネットワーク（2008） p84

² 小柴（2016） p18

する動きが出始めているとして、福祉部局と農業部局が連携し、地域農業の特徴に応じた取り組みに対する支援を行うことで、農業関係者、福祉関係者双方にとってメリットのある連携が広がることに期待している。

濱田（2015）は、「農には、障がいをもつ人々を受け入れる力があり」、「それは作ることであったり、食べることであったり、その場にいることによって、癒しや健康づくりなどの効果をもたらす力」であり、またそれによって「農はいろいろなサービスを生み出すことが可能となる」なると考えており、この力を「農の福祉力」³と呼んでいる。そして、これまでの農業は、農産物（モノ）を生産し提供することが役割であり、その結果として農業生産者の所得となり地域経済を支えてきたのに対し、「農の福祉力」をベースに農業の役割を見ると、サービスの提供という新たな役割を担うことが可能になると捉えており、このモノ＋サービスを提供し、対価を得る業を「農生業」と位置づけ、「①レクリエーション、②治療、③癒し、④健康づくり、⑤生きがいづくり、⑥文化形成（芸術含む）、⑦教育、⑧観光といった価値、サービスを提供でき」⁴、この新しい農生業を含む農業生産者が増え、生産者・地域に新たな収入が増えることで、これまでの農業や農村は新たな存在価値を示すことが可能になると農福連携の可能性を示している。

さらに、濱田（2016）は、農福連携によるメリットとして、障がい者、農家等、そして地域それぞれにとってのメリットを次のとおり整理している⁵。障がい者にとっては、①農には福祉力があり、リハビリテーションや癒しとなること、②新たな職域になること、③工賃向上の可能性があること、④障がい者に対する地域理解が促進すること、地域住民と交流する機会になること、そして⑤安定雇用、自尊心を高めることにつながることにメリットがあるとしている。また、農家等にとってのメリットとしては、作業委託の場合と、障がい者雇用の場合とに大別し、前者の場合、①高齢化や後継者不足によって作業が難しくなったときや農繁期の担い手の確保、②農地管理が可能となること、③栽培する農地面積の拡大、農業収入の増加につながるケースもあること、④障がい者との交流、の主に4つのメリットが、後者の場合、①新たな従業員の確保、②生産や農地の維持が可能となること、③作業効率が高まること、④職場の人間関係を改善すること、⑤より付加価値の高い商品を生産することも可能となることが挙げられている。さらに、地域にとっても、①地域の農業の維持、活性化につながることで、②地域の農地管理、耕作放棄地の管理につながることで、③新たな連携により地域特産品の開発、販路確保につながる可能性があること、④新たな連携を生み出すことで、⑤地域の多様な主体の交流機会の創出、の5つのメリットが考えられるとしている。

高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター（2011）は、農福連携における障がい者雇用（就労）を、福祉的就労（職業リハビリテーション）から見た側面と農業分野におけ

³ 濱田（2015） p64

⁴ 濱田（2015） p66

⁵ 濱田（2016） pp59-61

る障がい者雇用から見た側面それぞれから捉えたうえで、さらに雇用の経緯や生産作目による類型化を行い、農業における障がい者雇用の制約や課題、留意点を整理している。他産業以上に障がい者雇用への障壁があると考えられてきた農業分野においても、作物の選択や作業の工夫によって制約を克服し、農業における障がい者の就業を加速するという展開も想定され得るとの可能性に期待を示している。

第2節 本論文の課題設定

以上のように、農福連携の取り組みについては、農業側からの視点及び福祉・障がい者側からの視点、それぞれの立場から研究が進められているが、それぞれの論点は以下のとおり整理することができる。

第1に、「農の持つ多様性」である。これまでは、屋外での作業が一般的である農業において障がい者が作業を行うことは、様々な困難、また危険が伴うと考えられ、障がい者が農業の担い手になることができるとは考えられてこなかった。しかしながら、一口に農作業と言っても、「百姓」と呼ばれるだけあって、仕事内容は多岐にわたり、専門的な作業から平易な繰り返し作業を忠実に行うものまで、いろいろな人が関わりあえる職業であり、作業によっては障がい者にとって割にとりつきやすい性質の作業も多いと考えられるようになってきた⁶。こうした「農の多様性」を生かしつつ、様々な工夫を凝らしながら、障がい者の就労につながる取り組みが全国で進められつつある。

第2に、「6次産業化による広がり」である。第1の論点で示したとおり、農業それ自体が様々な作業で構成され、障がい者の就労の受け皿として注目をされてきたが、農林水産物の付加価値向上による農林水産業者の所得向上及び雇用創出をめざす取り組みである「6次産業化」、さらには地域の商工業者との連携による「農商工連携」が進められるなかで、第2次産業における食品加工等、第3次産業における販売、接客等のサービス業等まで作業領域がさらに拡大しつつあり、障がい者の就労の場も広がっている。

第3に、「農福連携の可能性」である。古くから園芸療法、園芸福祉として取り組まれてきた農福連携であるが、上記のとおり障がい者の作業の場から就労の場へと展開をしていくなかで、担い手の減少に苦しむ農業現場における担い手の確保、働きたくても働くことのできる場の限られた障がい者の就労機会の拡大にとどまらず、第2次産業及び第3次産業との連携により、障がい者の就労機会の確保は加速化しており、農業経営者の所得向上につながる事例も取り上げられている。そして、農福連携を核として、地域の商工事業者等との協働を通じて、農山漁村の地域の活性化にもつながる可能性を秘めている。

このように「農福連携」は、古くから園芸療法の一環としても福祉作業所等の福祉の領域で取り入れられてきたが、障がい者の就労機会を拡大する取り組みとして、農林水産省や厚

⁶ 近藤（2013） pp20-21

生労働省、多くの都道府県や様々な地域・事業所において進められてきたが、本論文では、これまでに各地で進められてきた農福連携の取り組みや国等の施策等を考察するとともに、三重県内において農福連携に取り組む事業所及び関係者への調査・分析を通じて、農福連携の取り組みのさらなる拡大に向けた課題を析出し、今後の地域での農福連携の推進の一助とすることを本論文の課題とする。

第2章 農福連携の位置づけ

第1節 農福連携の広がり

2016年11月、農福連携の取り組みについて全国の農業関係者、福祉関係者等の中で共有される機会として、三重県津市において「農福連携全国サミット in みえ」が開催された。また、2017年7月12日、40道府県が参加して「農福連携全国都道府県ネットワーク」が設立された。全国的に都道府県レベルで連携し、農福連携の取り組みを地域に定着させ、さらに拡大を図るために、農福連携に係る情報の交換や発信、効果的な施策の調査研究、国への提言などに取り組むこととしている。2017年11月現在では、同ネットワークの会員は44道府県まで広がり、「農福連携」の動きが全国に広がる機運が高まってきている。

そもそもなぜ近年、このような農業と福祉の連携に注目が集まっているのか。農業分野からは、障がい者や高齢者など多様な人材が福祉の分野から農作業に従事することにより、耕作放棄地が増加する大きな一因となっている担い手不足を解消するとともに、農業生産の活性化につながることを期待されている。一方で、福祉の観点からは、農作業を通じて土をいじり、植物を育てることによる「癒し」の効果などに着目し、「園芸福祉」や「園芸療法」として古くから精神障がい者のリハビリテーションなどに取り入れられてきたが、こうした福祉活動の中で農業（農作業）の持つ多様性が障がい者の作業・就労機会として親和性が高いことに注目され、障がい者の就労機会の創出への期待が高まっている。

1 「園芸福祉」と「園芸療法」

松尾（2005）によると、「園芸療法」が本格的に日本に導入されたのは1990年代初めであったが、園芸療法に対する市民の関心が高まり、普及していくなかで、その解釈が多様化し混乱を来したことから、園芸療法をより明確に規定する意味で誕生したのが「園芸福祉」であるとしている⁷。すなわち、園芸がそもそも身体的、精神的、社会的すべての面で、われわれをより幸せにするという福祉的機能を持っており、この園芸の機能を積極的に活用してわれわれの幸せを推進しようという考え方が「園芸福祉」である。松尾（2005）や小浦（2013）は、園芸福祉を園芸の多面的な効用を特定の対象者に施すのではなく、一般市民を対象として行う幅広い福祉活動として捉え、園芸療法は、園芸福祉のうち、園芸療法士などの専門家の関与の下、療法的な領域に専門化した活動と位置付けている。

濱田（2015）によると、「園芸療法」は1970年代半ばからさまざまなグループや個人が取り組みはじめ、2008年には「日本園芸療法学会」が設立され、研究活動や「登録園芸療法士」の育成・認定・普及を進めているという⁸。同学会は園芸療法を「医療や福祉の領域で支援を必要とする人たち（療法的かかわりを要する人々）の幸福を、園芸を通して支援す

⁷ 松尾（2005） p373

⁸ 濱田（2015） pp58-59

る活動」と捉えている。一方で、2002年、「特定非営利活動法人日本園芸福祉普及協会」が設立され、「園芸福祉士」を養成し、園芸福祉の普及を図っている。同協会は、園芸福祉を療法というよりは「花や野菜、果樹、その他の緑の栽培や育成、配植、交換・管理・運営、交流などを通じて、みんなで幸福になろうという思想であり、技術であり、運動であり、実践である」と定義しているという。

「園芸福祉」と「園芸療法」の違いについては、松尾（2005）が表1のとおり「園芸福祉士」と「園芸療法士」の活動から捉えた相違点を整理しているが、そもそもの狙いとしては「園芸福祉」、「園芸療法」とともに「被対象者が園芸を愉しみながら、その効用を活用して、健康で豊かに人間らしく生きることを目指す」という点で共通しているとしている⁹。

表1 園芸福祉士と園芸療法士の活動の対象者や内容の共通点と相違点

項目	園芸福祉士	園芸療法士
＜共通点＞		
ねらい	園芸をたのしみながら、その効用を活用して、健康で豊かに人間らしく生きることを目指す	
＜相違点＞		
主体的活動の対象者	健常者	療法的かかわりの必要な人
主な活動のねらい	園芸を愉しむことを学ばせる	園芸を療法として行う
主な活動内容	園芸の啓発・普及・指導、仲間づくり、地域づくり	治療、リハビリテーション、介護・ケア
その進め方	ともに園芸を愉しむ	客観的に冷静に観察しながら本人の治癒力を引き出す
活動の性格	アドバイザー、インストラクター的	療法的、カウンセラー的
療法面での専門性	浅い（低い）	深い（高い）
施設・病院での他の療法的専門家とのかわり	必要	療法専門家なので、必ずしも必要ではないが、医師、看護師などと常に連携して被対象者にかかわることが望ましい
この専門家との関係	支援・補助	協同

（松尾（2005）より）

また、長谷川（2007）は、表2 園芸療法の効果のとおり身体的、認知的、精神的及び社会的の4つの側面から園芸療法の効果を指摘しており、園芸療法にとどまらず農作業全般

⁹ 松尾（2005）p375

は、身体機能や認知能力の向上など身体、知的及び精神のいずれの障がい者にも、また認知症をはじめとする高齢者にとっても良い効果をもたらすものであるといえる¹⁰。こうした効果が着目されて、福祉事業所等において障がい者のリハビリテーションや職業訓練の手段として農作業（園芸）が取り入れられてきた。

表 2 園芸療法の効果

身体的側面	筋力、筋持久力、心肺機能、巧緻性、座位バランスの向上や園芸に必要な各作業能力の向上
認知的側面	注意力、集中力の向上、学習能力の向上、記憶力の向上
精神的側面	やる気の向上、抑うつ気分の改善、自己尊重感の向上、感情コントロール力の改善、ストレス解消効果
社会的側面	グループで行うことによる、協調性の改善、対人能力の改善 職業訓練として応用すれば、スケジュール管理能力の改善、植物管理能力の向上

（長谷川（2007） p303 の記述より作成）

2 「農福連携」の展開

このように福祉事業所等における園芸療法や園芸福祉という形で広がってきた農と福祉の連携であるが、濱田（2015）は、いわゆる「農福連携」という言葉が用いられる以前にも、「農と福祉による取り組み」が行われてきていたとして、それを広義の農福連携として捉え、以下の5つの取り組みに大別している¹¹。

- (1) 病気の人や要介護認定高齢者・障がい者などを対象に、園芸療法という心身のケアを目的とした農作業を行うもの
- (2) それらの人とのレクリエーション、交流、生きがいつくりなどを目的とした収穫などの農作業体験をするもの
- (3) 農家などが地域貢献として生産した農産物を障がい者福祉事業所や介護保険事業所等に寄付するもの
- (4) 障がい者福祉事業所や介護保険事業所が給食の食材を自給することを目的に農作業をするもの
- (5) 特別支援学校や障がい者福祉事業所などが障がい者らの教育や就労訓練のために農作業を行うもの

さらに、濱田（2016）は、5つの類型に加えて、

¹⁰ 長谷川（2007） p303

¹¹ 濱田（2015） pp53-54

- (6) 障がい者の農業分野における就労・就労訓練を行うもの
- (7) 農家が障害福祉サービス事業などのサービスを提供するもの
- (8) 農村移住や就農を希望する者が、障がい者福祉事業所等において就職し、兼業しながら自らが農業を行うもの
- (9) 都市から農業を目的として移住した者が事業所に勤め、そこで農業事業を行うものを挙げ、(6)を近年取り組まれている、いわゆる「農福連携」として位置づけ、(7)以下は今後の新たな農福連携のスタイルとして提案を行っている。

3 障害者福祉施設における農業活動の実態

農林水産政策研究所（2012）は、障害者施設の全国組織である「きょうされん」（東京都中野区）が2010年11月から11年2月にかけて会員事業所・施設を対象に実施した「障害者の農業活動に関するアンケート」結果データの集計・分析を行っている。

表3 「障害者の農業活動に関するアンケート」の概要

アンケート実施主体	きょうされん		
配布日（配布方法）	2010年11月（郵送等）		
回収日（回収方法）	2010年12月～2011年2月（ファックス受信）		
配布数	きょうされん会員の全1,553事業所・施設		
回答数（回答割合）	692（44.6%）	有効回答数（有効回答割合）	685（44.1%）
有効件数	682（グループ事業所として複数事業所分をまとめて回答した件数が2（2事業所、3事業所）		

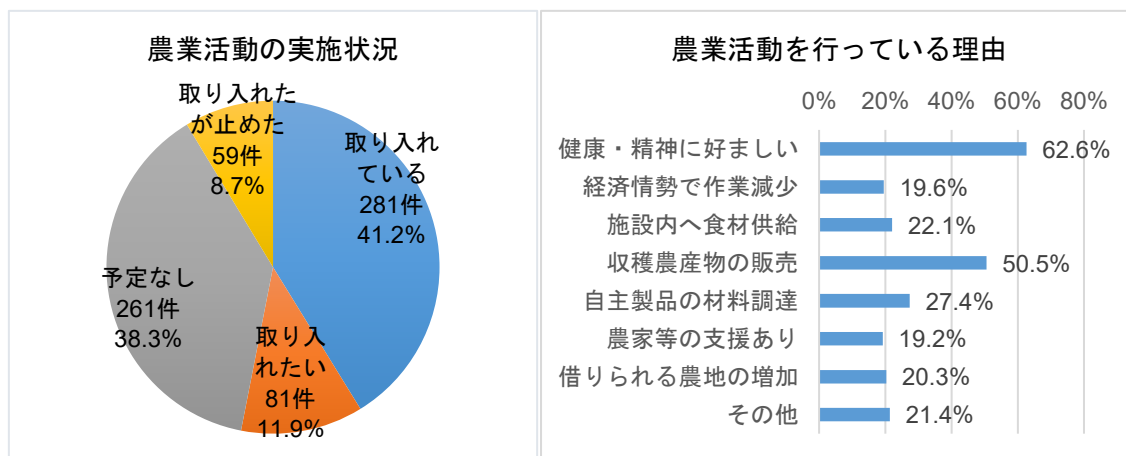
同アンケートの集計結果によると、有効回答件数682件のうち、農業活動を取り入れている障害者施設は281件（41.2%）だが、「取り入れていない」401件のうち、「取り入れていたが、やめた」が59件（8.7%）あり、ほぼ半数の施設でこれまでに農業活動を取り入れていることが分かる。また、これまでに取り入れたことのない施設でも81件、全体の11.9%の施設が農業活動を「取り入れたい・取り入れる予定」と回答をしている¹²。

また、農業活動を取り入れている281件について農業活動を行う理由（複数回答あり）を見てみると、最も多い176件（62.6%）が「健康・精神に好ましい」であり、「収穫農産物の販売」が142件（50.5%）、「自主製品の材料調達」が77件（27.4%）と続く。このことから、やはり障害者施設において農業活動を取り入れる理由としては、「園芸福祉」または「園芸療法」の効果を目的とするケースが多いことを示している一方、「収穫農産物の販売」や「自主製品の材料調達」など、工賃確保や就労機会の確保など経済的な活動として

¹² 農林水産政策研究所（2012） pp3-4

農業事業に取り組むことを企図した、近年の農福連携の取り組みにつながると考えられる理由を掲げる事業所も半数を占めている。

図 1 農業活動の実施状況と取組理由



(農林水産政策研究所 (2012) より作成)

次に、農業活動を取り入れていない施設について、農業活動を「取り入れたい・取り入れる予定」としている施設 81 件の「農業活動を取り入れたい理由」、「取り入れていたが、やめた」としている施設 59 件の「農業活動をやめた理由」、農業活動を「取り入れるつもりはない」とする施設の「農業活動を取り入れない理由」をそれぞれ見てみる¹³。

これまで農業活動を取り入れてこなかったが、今後取り入れたいまたは取り入れる予定の施設について、その理由は、農業を行っている理由と同様の傾向を示しており、「健康・精神に好ましい」とする「園芸療法」または「園芸福祉」の側面での効果に期待するとともに、「収穫農産物の販売」、「自主製品の材料調達」、また「その他」のうちでも「工賃アップや作業の幅を広げたい」が多数を占めるなど経済的な側面を指向する傾向が比較的強くなっており、農福連携の展開及びそれに伴う就労の拡大につながっていくことが期待される。

一方で、農業活動を取り入れていたが、これまでに止めた施設の止めた理由は、「専門スタッフが確保できない」が約半数 (49.2%) を占め、また「知識・技術がない」が 39.0% で続いており、「その他」の回答の中でも職員の負担についての回答が最も多く、障害者施設で農業活動に継続的に取り組んでいくには技術的な側面とスタッフの確保が課題となっていることが表われている。さらには、「その他」の理由として、収益や販路に関する問題を挙げる声も多い。

¹³ 農林水産政策研究所 (2012) pp7-8

そして、農業活動を取り入れていない理由としては、「土地がない」(56.7%)、「知識・技術がない」(38.3%)、「専門スタッフが確保できない」(36.0%)、「考えたことがない」(36.0%)と続いており、障害者施設のような福祉事業所にとって農業に取り組む際には土地の確保が最も大きな課題と意識されているものと考えられ、また止めた理由と同様、農業技術の習得もハードルとなっている。

図 2 農業活動を取り入れたい理由（行っている理由との比較）

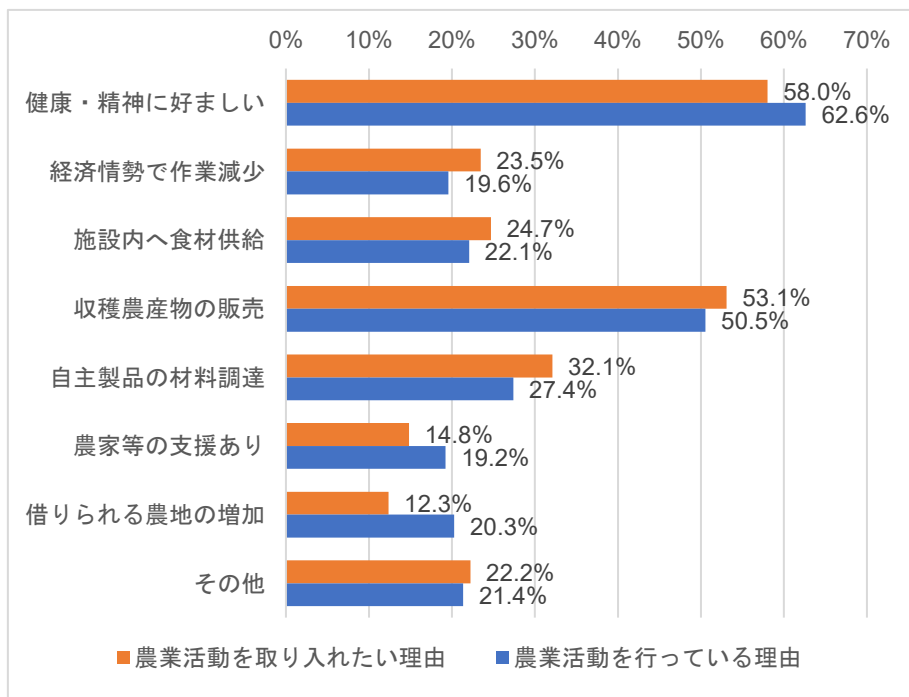


図 3 農業活動をやめた理由

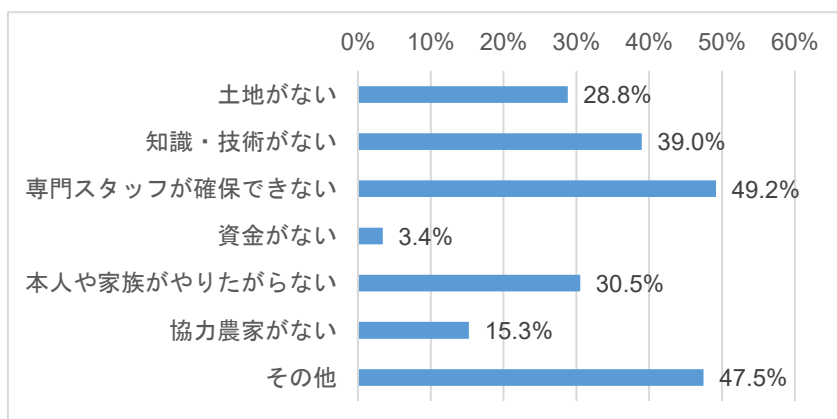
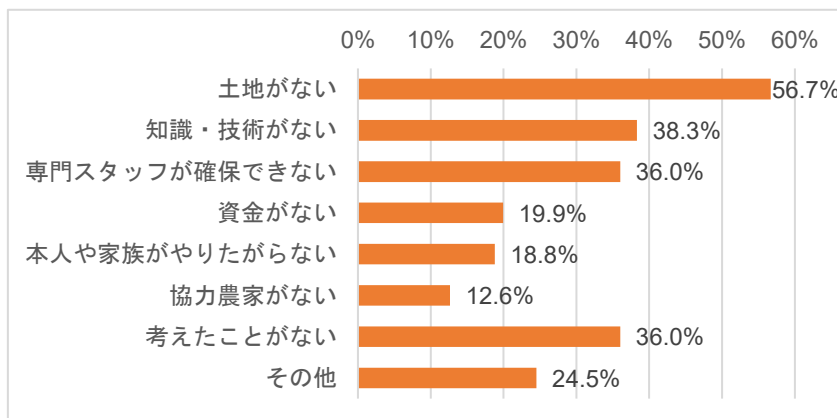


図 4 農業活動を取り入れていない理由



4 「農福連携」の実施主体

小柴（2016）は、農福連携を実施主体に着目し、大きく次の 3 つのパターンに分け、このうち、近年大きなムーブメントになっているとする福祉サイドの主体が農業に進出する動きを取り上げ、こうした主体が直面する課題やその対応について述べている¹⁴。

- (1) 福祉サイドの主体（社会福祉法人や特定非営利活動法人等）が農業に取り組むパターン
- (2) 農業サイドの主体（農家や農業生産法人等）が就労訓練や雇用等で障がい者を受け入れるパターン
- (3) 特例子会社を設立して農業に参入する場合など、企業等で農業とも福祉とも関係のなかった主体が取り組みを開始するパターン

また、安中ほか（2010）は、農業分野での障がい者就労を

- (1) 雇用か、福祉的就労か
 - (2) 既存の農業法人等での受け入れか、農業への新規参入か
- の 2 つの軸に着目して、「既存農業法人等での雇用事例（I）」、「既存農業法人等での福祉的就労事例（II）」、農業への新規参入の「雇用での参入事例（III）」、「福祉的就労での参入事例（IV）」の 4 つの型に類型化し、各類型における障がい者就労の課題と支援策を指摘している¹⁵。具体的な事例としては、類型 I では既存の農業法人等が障がい者を直接雇用する事例、類型 II では農業法人等が障がい者による農作業訓練の場を提供したり、福祉施設に農作業を委託したりする事例が示されており、類型 I の実施主体は農業法人が中心となる一方、類型 II では農業法人と福祉施設が連携して実施主体となることが求められる。これに対し、類型 III では特例子会社を中心とする民間企業が一般雇用で農業に新規参入する事例を、類型 IV では福祉施設が福祉的就労として農業に参入する事例を挙げている。

¹⁴ 小柴（2016） p18

¹⁵ 安中ほか（2010） pp51-57

2009年の農地法等の改正に伴い、一般企業等農業生産法人以外の法人が農地を借り入れて農業に参入できるようになり、農地を利用して農業経営を行う一般法人は、全国で2009年末の427法人から2016年末では2,676法人へと6倍以上に増加しており、株式会社だけで見た場合も、2009年末の249社から2016年末には1,677社へと6倍以上の増加となっている。三重県内で農業に参入している一般法人の数は75法人となっているが、類型IIIのような特例子会社が新たに農業に参入する事例など、今後は民間企業が農業参入を通じて一般就労での障がい者雇用につなげ、農福連携が広がっていくことが期待される。

表4 農業分野での障がい者就労の類型に対応した問題点と支援方策

類型	特徴	主要課題	具体的な問題点	支援方策
I	既存農業法人等での受け入れ	就労についてのマッチング	障がい者への対応（能力活用）についての知識や経験が不足	労働・福祉側の情報やノウハウの提供
II			職場への定着準備が不足	労働・福祉側との協力 作業適性や意欲などを背景とした作業の質の確保
III	農業への新規参入	農地等の確保	福祉的就労に伴う付随的支援の不足（障がい者の移動手段、指導者など）	実際の作業現場での適切な就労体験の蓄積 地域ぐるみでの支援体制の構築
IV			特例子会社の経営維持の困難性	生産技術等に関する情報共有 農業団体・行政による地域との調整 農家等との相互理解の誘導
			農産物の品質不安定 販路が未確立	生産技術指導 販路の確立 地域との協調

(安中ほか(2010)より)

第2節 国の施策における位置づけ

1 農業分野からの位置づけ

国の施策における位置づけとしては、特に農業分野からの視座から、政府の農林水産業・地域の活力創造本部が2013年12月に決定し、2016年11月に第2次改訂を行った「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、「我が国の農林水産業・農山漁村の現場を取り巻く状況は厳しさを増している」とし、「農業生産額が大きく減少する中で、基幹的農業従事者

の平均年齢は、現在、66歳となっており、また「耕作放棄地は、この20年間で2倍に増え、今や滋賀県全体と同じ規模になっている」ことから、「これを克服し、本来の活力を取り戻すことは待ったなしの課題である。」¹⁶と我が国の農業の危機的状況を捉えている。そして、「若者たちが希望の持てる『強い農林水産業』、『美しく活力ある農山漁村』を創り上げ、その成果を国民全体で実感できるものとするため、以下の3点を基本として検討し、「我が国の農林水産業・地域の活力創造に向けた政策改革のグランドデザイン」をまとめ上げた。

- 1 農山漁村の有するポテンシャル（潜在力）を十分に引き出すことにより、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指し、我が国全体の成長に結びつけるとともに美しく伝統ある農山漁村を将来にわたって継承していくこと。
- 2 消費者の視点を大切にし、農林水産業者が経営マインド（経営感覚）を持って生産コストを削減し収益の向上に取り組む環境を創り上げること。
- 3 チャレンジする人を後押しするよう、規制や補助金などの現行の施策を総点検し、農業の自立を促進するものへと政策を抜本的に再構築すること。

そして、基本的考え方として、「世界の食市場の拡大、高齢化等に伴う新たな国内ニーズ、平成の農地改革による多様な主体の農業への参入など、農山漁村には新たな風が吹きつつあることから、これらの機会をとらまえ、その潜在力を活かし」、「経営感覚を持ち自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応する『チャレンジする農林水産業経営者』が活躍できる環境を整備し、その潜在力を発揮させることによって、ICT等も活用し、6次産業化や輸出促進をはじめ、付加価値を高める新商品の開発や国内外の市場における需要開拓などを進める」とともに、「農地の集約化等による生産コスト・流通コストの低減等を通じた所得の増加を進め、農林水産業の自立を図る観点から現行施策を見直す」ことを「一体として進めることにより、農林水産業の産業としての競争力を強化する」施策を大胆に展開していくこととしている¹⁷。

さらには、政策の展開方向として、「2. 6次産業化等の推進」を掲げ、「女性や若者を含めた多様な人材を活用し、農商工連携や医福食農連携等の6次産業化や地理的表示保護制度の導入等による農林水産物・食品のブランド化を進めることにより、農林水産物の付加価値向上を図る」¹⁸とともに、「7. 人口減少社会における農山漁村の活性化」を掲げ、『食』や福祉、教育、観光、まちづくり、環境等の分野において『交流』を軸に関係各府省が連携して農山漁村の再生に取り組む、また、「また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産業の振興や6次産業化等の推進によって、農山漁村への就業を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の活性化が図られ」、「特に、教育や観光・福祉等の分野

¹⁶ 農林水産業・地域の活力創造本部（2016）p2

¹⁷ 農林水産業・地域の活力創造本部（2016）p4

¹⁸ 農林水産業・地域の活力創造本部（2016）pp7-8

における様々な局面で都市住民が農山漁村と触れ合う機会を創出するとともに、女性・高齢者の活躍の場を増やす」¹⁹としている。

具体的施策としては、「6次産業化等の推進」については、「農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進」の中で「マーケットインの発想の下、農商工連携、医福食農連携、農観連携、都市と農山漁村の共生・対流等に取り組む多様な6次産業化事業体を育成することとし、農林漁業者主導の取組に加え、企業のアイデア・ノウハウも活用した2次・3次事業者をはじめとする多様な事業者による取組や、地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化の取組を支援」²⁰としている。また、「人口減少社会における農山漁村の活性化」については、「農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進」の中で「高齢化や人口減少が著しい中山間地域をはじめとする条件不利地域等において、農林水産業を中心とし、地域ぐるみの加工・販売等や他産業との連携を広げることにより、地域の就業促進・雇用創出と集落機能の維持活性化を総合的に支援」するとともに、「福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり」の中で「障害者や高齢者、生活困窮者等のための福祉農園の整備を推進（『農』と福祉の連携プロジェクト）」²¹することとしている。

表 5 農林水産業・地域の活力創造プランの政策の展開方向

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進2. 6次産業化等の推進3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進6. 更なる農業の競争力強化のための改革7. 人口減少社会における農山漁村の活性化8. 林業の成長産業化9. 水産日本の復活10. 東日本大震災からの復旧・復興 |
|--|

(農林水産業・地域の活力創造プランより作成)

また、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂にあわせて、2016年11月に閣議決定された「農業競争力強化プログラム」においても、「3 農政新時代に必要な人材力を強

¹⁹ 農林水産業・地域の活力創造本部（2016）pp13-14

²⁰ 農林水産業・地域の活力創造本部（2016）p22

²¹ 農林水産業・地域の活力創造本部（2016）pp33-34

化するシステムの整備」の項目について、「(5) 労働力の確保」として、「地域の関係機関が連携して、子育て世代等の地域で眠っている労働力の活用、他産業からの労働力の融通等により労働力確保を進める取組を推進する。併せて、農業分野における障害者等の就労を促進する農福連携を推進する」としている²²。

2 障がい者福祉分野からの位置づけ

障がい者福祉の視座からは、2013年9月に策定された「障害者基本計画（第3次）」では、「分野別施策の基本的方向」の「4. 雇用・就業，経済的自立の支援」の項目において、「(3) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保」の中で「農業法人等の農業関係者や福祉関係者等に対する情報の提供，労働に係る身体的な負荷の低減に向けた技術開発等を通じて，農業分野での障害者就労を推進」し、「障害者の就労訓練及び雇用を目的とした農園の開設及び農園の整備を促進する」としている²³。

また、「平成29年版 障害者白書」では、「障害者施策の実施状況」の「第2章 社会参加へ向けた自立の基盤づくり」において、「第2章 社会参加へ向けた自立の基盤づくり」の「2. 総合的支援施策の推進」の一項目として、「(6) 障害者の就労支援にあたっての農業部局との連携」を取り上げ、「障害者の就労機会の確保や賃金・工賃の向上といった面のみならず、地域の農業における労働力不足への対応といった面でも意味のある取組であり、農業と福祉の連携の推進を図ることは重要な課題となっている」としている²⁴。

以上のとおり、国の施策において、農福連携は、多様な人材を活用し農林水産業の担い手を確保しつつ、6次産業化等の推進を通じて我が国の農林水産業の競争力強化を図る取り組みであるとともに、人口減少に苦しむ農山漁村、特に中山間地域等の活性化につながる取り組みと捉える一方、障がい者の就労機会確保及び賃金・工賃の向上を促す取り組みとしてもその推進が図られているところである。

第3節 三重県の施策における位置づけ

三重県の施策における位置づけとして、三重県の総合計画にあたる「みえ県民力ビジョン」（2012年3月策定）では、緊急課題解決プロジェクトの一つである「『共に生きる』社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト」において、実践取組の「『働くことへの課題』を解決するために」の中で「農福連携による就労支援の促進」を掲げ、「福祉事業所の農業参

²² 農林水産業・地域の活力創造本部（2016）p8

²³ 内閣府（2013）p23

²⁴ 内閣府（2017）pp91-92

入や農業経営体への障がい者の就労を促進するため、農業者への意識啓発や支援体制の整備などの取組を実施」するとしている²⁵。

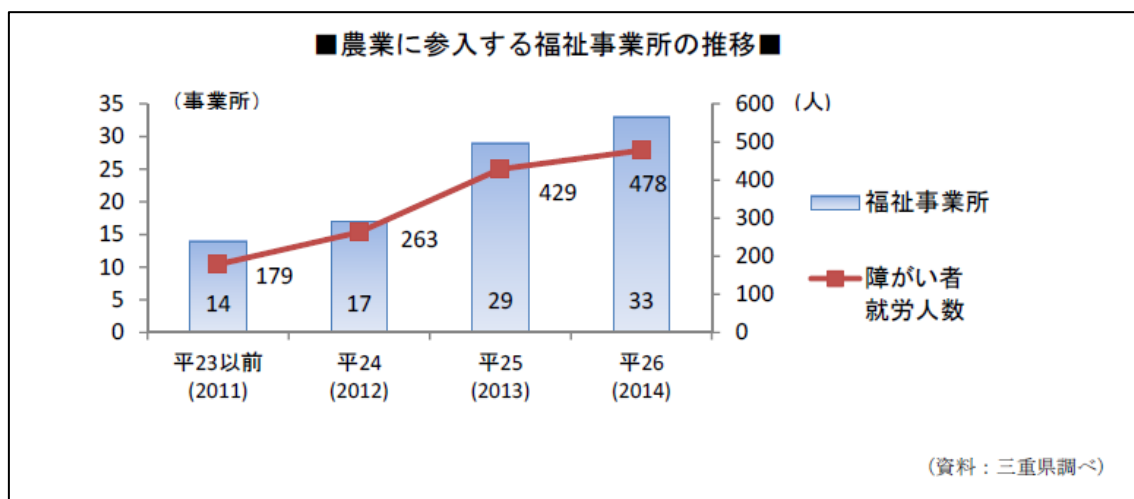
また、2016年4月に策定された、同ビジョンの第二次行動計画では、施策の「障がい者の自立と共生」の基本事業として掲げる「農林水産業と福祉との連携の促進」の活動指標として、「障がい者を雇用している農林水産事業者の件数、農林水産業へ参入した福祉事業所の件数、および農林水産業者と福祉事業所の連携による作業受委託の実施件数」を現状値の65件から2019年度までに101件まで積み上げる目標としている。

1 農業分野からの位置づけ

農業分野の観点からは、2016年3月に策定された「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」において、「三重県の農業・農村をめぐる情勢」の「三重県の農業・農村の現状と課題」として、「農業と福祉の連携」を取り上げ、以下のとおり現状を示している²⁶。

- ◆近年、農業を始める福祉事業所が増加しています。平成26（2014）年度末時点で、県内の33福祉事業所が農業に参入しており、農業分野における障がい者の就労人数は478人となっています。
- ◆平成27（2015）年10月には、農業分野における障がい者の就労拡大・定着や関係者のネットワーク化をめざして、農福連携に取り組む福祉事業所や農業経営体などで構成される協議会が設立されました。

図5 農業に参入する福祉事業所の推移



(「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」より)

²⁵ 三重県 (2012) p219

²⁶ 三重県 (2016) p14

また、基本方針における基本視点の一つ、「農業の未来を切り拓く創造的農業経営に向けた人材の育成」では、取組視点の「多様な農業経営体の確保・育成」の中で「異分野のノウハウや発想を生かした企業・福祉事業所等の農業参入の促進」を挙げ²⁷、「めざすべき将来の姿」として「農業の未来を切り拓いていく雇用力のある農業経営体が育成されている姿」を掲げ、「農業への就業を希望する方を対象とした総合的な支援の展開や企業などの農業参入の促進を通じて、若者をはじめとする多様な人材が就労の場として農業を選べる環境が整い、農業の次世代への円滑な継承が実現し」ているとする²⁸。

さらには、「三重県の農業・農村の活性化に向けた施策の展開」の一つとして、「農業の持続的な発展を支える農業構造の確立」を挙げ、「めざす方向」として「農業の次世代への円滑な継承を図るため、パッケージで農業ビジネス人材を育成する仕組みの構築などにより、次世代農業の主軸となる担い手の確保・育成を進めるとともに、企業などの新たな参入を促進する環境整備に取り組むとし、「現状と課題」としては「農業を持続的に発展させていくためには、国において検討されている農業経営の安定のための新たなセーフティネット制度に的確に対応しつつ、効率的かつ安定的な農業経営の実現を図るとともに、農業の未来を切り拓いていく雇用力のある農業経営体の育成と次世代農業の主軸となる担い手の確保・育成を図ることが必要」と捉え²⁹、基本事業の「多様な農業経営体の確保・育成」において「農業分野における障がい者雇用の促進に向け、農福連携に取り組む事業者等で構成される協議会等と連携して、障がい者の農業就労をサポートする人材の育成や農業経営体と福祉事業所とのマッチングなどを進め」るとしている³⁰。

そして、同基本計画に基づく行動計画として、2016年3月に策定された「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画 行動計画【平成28年度～平成31年度】」においても、同様の取り組みを行うことを定めている。

2 障がい者福祉分野からの位置づけ

障がい者福祉の観点では、2015年3月に策定された「平成27～29年度 みえ障がい者共生社会づくりプラン」において、重点的取組の「障がい者雇用に関する取組」の中で、「解決すべき課題」として「障がい者の適性に応じた就労を促進するため、職場や職域を拡大するなど、多様な就労先の確保が必要」なことを挙げている³¹。そして、取組方向の「雇用の場の拡大」で「新たな障がい者雇用の場の開拓」として「農業分野における障がい者就労の

²⁷ 三重県（2016） p25

²⁸ 三重県（2016） p27

²⁹ 三重県（2016） p32

³⁰ 三重県（2016） p35

³¹ 三重県（2015） p52

促進に向けて、農業経営体に対しては、特別支援学校の職場実習の受け入れや農業参入した福祉事業所への技術指導等を通じて一層の意識啓発を促すとともに、農業に参入し地域農業の担い手として位置付けられた福祉事業所に対しては、規模拡大や栽培品目の複合化、6次産業化等経営の安定化を促すとしている³²。また同様に、分野別施策の「生きがいを実感できる地域社会づくり」の中でも「就労の促進」において同様の記述がなされている³³。

以上、三重県の施策においても、国の施策同様に、農林水産業における担い手確保の取り組みとして農福連携の可能性を捉える一方、農業経営体と福祉事業所との連携について積極的な姿勢が認められる。

³² 三重県（2015）p54

³³ 三重県（2016）pp85-87

第3章 三重県内における農福連携の取り組みの現状と課題

第1節 三重県内における農福連携の取組状況

1 農福連携を推進する体制の整備

三重県では、2011年度から、国と県の担当部局で構成する三重県農福連携・障がい者雇用推進チームを核として、農業と福祉、雇用の各分野が連携して、農業分野における担い手の確保と福祉・雇用分野における障がい者の雇用創出という互いの課題を解決するため、農業分野における障がい者の就労支援に取り組んできた。

三重県農福連携・障がい者雇用推進チーム（設置当時）

（目的）

国、県の部局間で進める障がい者雇用対策の情報共有や連携方法などの協議・検討を行い、効率的・効果的な事業推進を図る。

（構成員）

国：三重労働局

県本庁：雇用経済部雇用対策課

健康福祉部障がい福祉課

教育委員会事務局特別支援教育課

農林水産部フードイノベーション課、農産園芸課、担い手育成課

県出先：三重県障害者相談支援センター、

三重県中央農業改良普及センター、三重県農業研究所

2015年度からは、水産業及び林業と福祉の連携についても取り組みを始めたことを受け、県本庁の農林水産部水産経営課及び森林・林業経営課も加え、「三重県農林水福連携・障がい者雇用推進チーム」に改編し、農福連携にとどまらず、水福連携や林福連携にも取り組みを広げている。

2 農福連携の推進に向けた動き

こうした体制のもと、農業と福祉をつなぐ人材を育成するため、農業大学の在学を対象とした農福連携に関する講座を開設し、新たな農業の担い手となる人材に福祉に関する知識を身につけてもらう一方、福祉事業所の支援員向けに農業技術を習得する研修を実施し、福祉現場の人材に農業に触れてもらう機会を提供してきた。また、障がい者を対象とした農業技術の習得機会の提供として、特別支援学校における農業普及指導員による実習や、

福祉事業所の利用者向けの農業技術習得の研修を行うなどしてきた。さらには、農作業の工夫と改善事例集や、福祉事業所向けの経営マニュアルを整備し、障がい者にも取り組むことができる農作業の領域を拡大する取り組みを進めてきた。

農福連携の推進に向けた取り組みの結果、福祉事業所による農業への参入は着々と増加してきており、2012年4月時点で14事業所であった農業分野に参入している福祉事業所は、2016年3月現在では37事業所へと約2.6倍に、農業分野で就労する障がい者は、2012年4月の179名から2016年3月には498名へと約2.8倍に増加している。

また、現在は、2015年に三重県内で農福連携に関わる事業所等によって設立された一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会と連携して、農業ジョブトレーナーの育成や、農業分野における障がい者の就労体験の実施、福祉事業所による農作業請負（施設外就労）の推進、障害者就労施設等での農業への取組状況の紹介や障がい者が生鮮野菜等の展示・即売を行う農福連携マルシェの開催を通じて、三重県内における農福連携のさらなる発展に取り組んでいる。

こうした三重県内での取り組みを全国に広めるとともに、他県の取り組みを取り込んでいくため、2016年11月に三重県と一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会が連携して、農福連携事業所や障がい者がブラッシュアップに取り組んできた農産物、加工品を県内外に情報発信することを、さらには農福連携の全国的なネットワーク構築に向けて、実践的手法や今後の展開方向等の情報発信を行い、農福連携のさらなる発展につなげることを目的に「農福連携全国サミット in みえ」を開催した。同サミットでは、県内をはじめ全国の福祉・農業・教育関係者や農福連携に関心のある者が参加する中、全国で農福連携に先進的に取り組む事業者からの講演や実践報告のほか、農福連携の未来に向けた提言をテーマとしたパネルディスカッションが行われた。また、同サミット会場では農福連携マルシェも開催され、県内外において農福連携に取り組む30事業所等が農産物・農産加工品の展示販売を行い、農福連携についての県民の理解を深める普及・啓発の機会を創出した。同サミットの開催翌日には、県内の農福連携の実践事例の現地視察が行われ、県内で先進的に取り組む事業所の取り組みの共有も図られた。

さらには、2017年7月には、長野県、岐阜県、三重県、京都府、島根県の5県知事を設立発起人として、都道府県が連携して農福連携の取り組みを地域に定着させ、さらなる拡大を図るため、農福連携に関する情報の交換や発信、有効施策の調査研究、国への提言などに取り組む全国的な推進組織である「農福連携全国都道府県ネットワーク」が設立された。現在、全国44都道府県が会員として参加し、農福連携に係る課題解決を進めるなど、農福連携の取り組みを発展させるため、農福連携に関する有効施策・先進事例の共有や都道府県間での意見交換が行われており、知事が同ネットワークの会長を務め、事務局も運営する三重県が全国の農福連携を推進する取り組みの旗振り役として期待されている。

3 農福連携の推進に向けた具体的な取り組み

こうした動きの中、三重県が取り組んできた農福連携に向けた具体的な取組事例は、以下のとおりである。

(1) 福祉事業所への指導の体系化

2014年度から三重県中央農業改良普及センターに農福連携担当を配置して、ゴマ、なばななどの売れる作目の導入及び6次産業化を支援するため、三重県農業研究所と連携して、福祉事業所において障がい者によるゴマ栽培を実証し、農作業に対する工夫や作業時間、生産費などを明らかにした「福祉事業所におけるゴマ経営モデル」を作成するなど行った。

(2) 三重県農業大学校と連携した人材育成

農業に参入する福祉事業所への就職を希望する学生が備えるべき必要最小限の福祉に関する知識を習得するため及び農業経営体が障がい者を雇用する際、経営者と障がい者を橋渡しできる人材を育成するために、一般の農業大学校の在校生を対象として農福連携のカリキュラム「農業と福祉」を実施してきた。カリキュラムは、福祉の基礎、三重県の農業分野における障がい者雇用施策、障がい者福祉の基本理念、障がいの種類と実態等についての講義及び農作業を通じた障がい者との交流を行う実習などで構成している。

また、農業の基礎を学びたい一般向けの短期研修のうち、野菜及び花きに関する研修コースを福祉事業所の支援員向けの短期研修として改編し、福祉事業所の支援員が農業についての知識、技術の基礎を身につける機会を提供している。研修内容としては、野菜に関してはトマト、キュウリの管理について、花きに関してはパンジーの管理について学ぶ内容となっている。

(3) 障がい者が担える農作業領域拡大の検討

障がい者にとって困難だった作業や時間がかかっていた作業、これまで支援員が担っていた作業を、作業補助機器の開発や器具の使用法の工夫、農作業の細分化、生産資材・包装資材の改良、作業場の改良、コミュニケーション手法・指示伝達手法の改善等によって、障がい者にとっても取り組みやすい作業や素早くこなせる作業、障がい者自らが判断して取り組める作業に変えていけるよう、現場での実践を通じて効果の検証を行う取り組みを「農業の障がい者雇用創出モデル実践事業」として農福連携に取り組む事業所に委託して実施した。

長年の経験に基づく巧みの技と思われていた農作業を、誰もが取り組みやすく、分かりやすい作業へ展開していく「農作業のユニバーサル化」を図り、これらの実践事例を作業改善事例集にとりまとめて紹介することにより、同様に農福連携に取り組む事業所、これから取り組もうとしている事業所へ横展開を図ってきた。

(4) 福祉事業所・企業等の農業参入促進

2015年度から「みえの企業等の農業参入による地方創生モデル事業」を創設し、農福連携に取り組む企業等が農業参入の際に必要な機械・施設の整備を支援し、事業を活用した企業等の農業参入による障がい者の雇用につなげてきた。

また、同じく2015年度から三重県では、農福連携に取り組む事業所のネットワーク化を進め、事業所間の連携等を通して、農福連携に取り組む福祉事業等の経営の安定化を支援してきた。

(5) 特別支援学校との連携

キャリア教育の一環として農業に取り組む特別支援学校の生徒に対して、食を担う農業の意義を学んでもらうことや農業の基礎技術を習得してもらうことをめざして、普及指導員を特別支援学校に派遣している。

(6) 福祉事業所の施設外就労の推進

福祉的就労から一般就労への移行や障がい者の工賃向上に有効であるとともに、農業経営体にとっても年間通じての作業確保の必要がなく、さらに福祉事業所の支援員も同行することにより、障がい者を受け入れる際の不安を解消できる就労体制である福祉事業所の農業分野における施設外就労を推進するため、「農業分野における施設外就労現地実証事業」により、農業と福祉の新たな連携方策である施設外就労（福祉事業所による農作業請負）について、モデル的な現地実証を通じて推進を図り、障がい者の農業分野における就労機会のさらなる創出を図ってきた。

(7) 農業ジョブトレーナーの育成、活用

個々の障がい者の特性や適性を理解したうえで、農業経営体や福祉事業所等と就農の可能性を持った障がい者、その家族など様々な立場を考慮して、農作業・農園芸体験の実践や就労支援に従事し、それぞれの障がい者の適性や環境にあった就農や就労、雇用を支援する「農業ジョブトレーナー」を養成する講座等を開催してきた。

また、農業ジョブトレーナーを障がい者雇用に取り組むまたは取り組むことをめざす農業経営体等に派遣し、農業ジョブトレーナーが障がい者と農業経営体等との間に立ち、障がい者の就労体験をサポートすることによって、農業分野における障がい者雇用、障がい者の就労を促進している。

(8) 水福連携・林福連携の推進

水福連携を推進する取り組みとして、カキ養殖をモデルとした障がい者の作業性や事業としての採算性等の調査や水産分野における作業受委託の斡旋推進を行う水福連携・障がい者雇用推進事業が実施された。

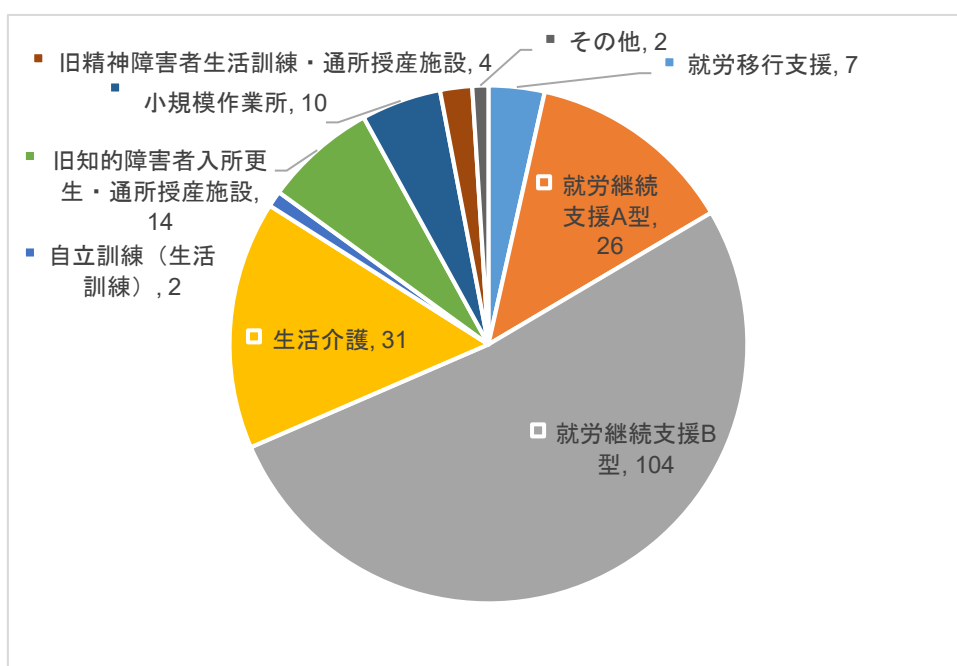
また、林福連携については、林福連携苗木生産マッチング支援事業として、苗木生産者を対象とした障がい者就労の意識啓発活動や福祉事業所を対象とした苗木生産技術の普及啓発活動、福祉事業所を対象とした苗木生産現場の就労体験、連携して苗木生産に取り組む事業者への生産資材の導入支援などが行われた。

第2節 三重県内の福祉事業所における農福連携の取組状況と課題

三重県内において農福連携に取り組むまたは取り組む意向を有する事業所の状況については、福祉事業所の農業参入及び雇用創出を支援するための基礎資料とするため、2013年度に三重県が県内の福祉事業所を対象に調査を行っており、その調査結果の概要は、以下のとおりとなっている。

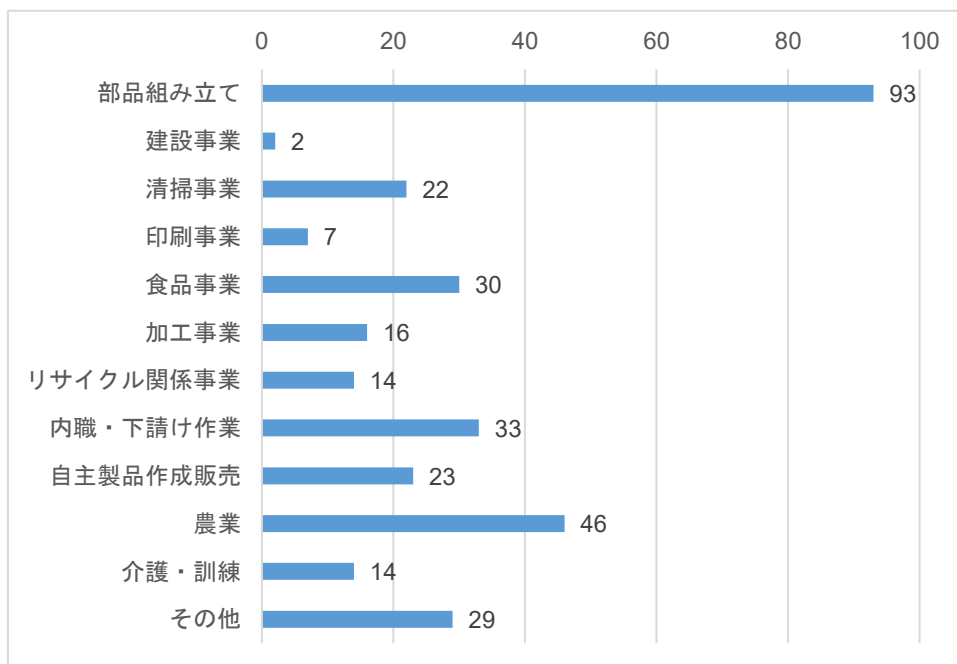
県内 297 の福祉事業所を対象に調査を行ったところ、200 事業所（回答率 67.3%）から回答があり、回答事業所の種別としては、約半数の 104 事業所（52.0%）が就労継続支援 B 型事業所であった。

図 6 回答事業所の種別（事業所数）



回答事業所が取り組む主な事業内容（就労・作業訓練、知識・能力訓練、自律訓練等：複数回答あり）としては、単一の事業のみに取り組む事業所は少なく、ほとんどの事業所が異なる種類の事業に取り組んでいる。取り組んでいる事業所が多い事業としては、約半数を占める事業者所が部品組み立て（93 事業所、46.5%）に、次いで全体の約 4 分の 1 となる 46 事業所（23.0%）が農業に取り組んでおり、以前から多くの福祉事業所において農業を取り込んでいたことがわかる。

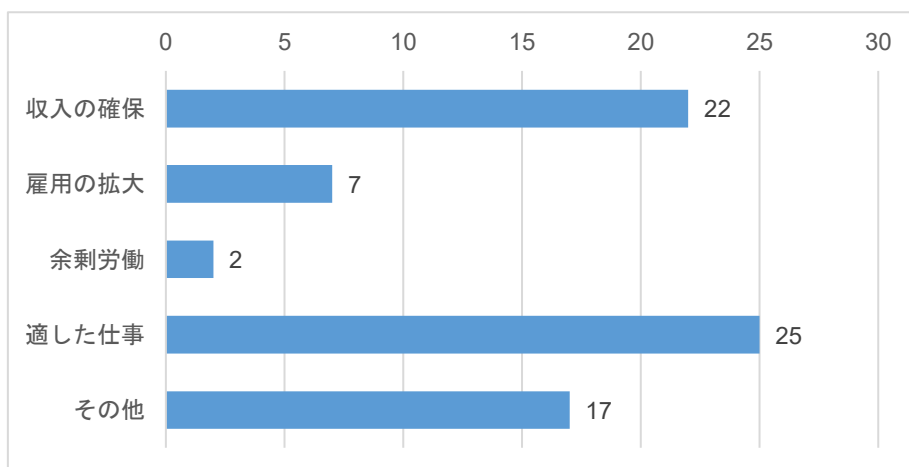
図 7 回答事業所が取り組む主な事業内容（事業所数：複数回答あり）



農業に取り組んでいると回答のあった 46 事業所に参入の目的を尋ねたところ、約半数の 25 事業所（54.3%）が適した仕事であるから、また次いで 22 事業所（47.8%）が収入の確保のためと回答している一方、雇用の拡大のためと回答した事業所は 7 事業所（15.2%）にとどまっている。

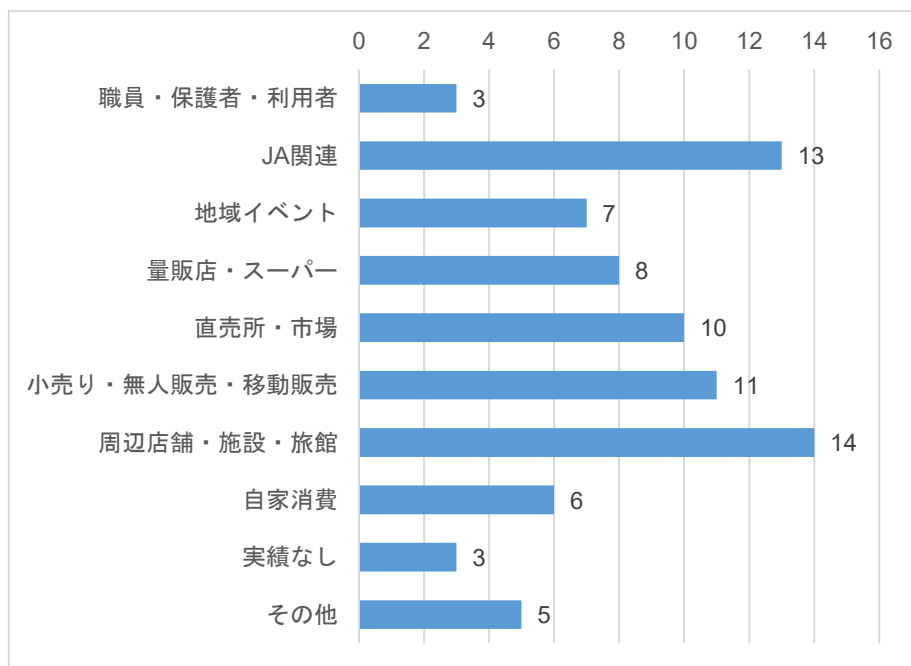
農林水産政策研究所（2012）のきょうされんが実施したアンケート結果においても、農業活動を行う理由として「収穫農産物の販売」を挙げている事業所がほぼ半数の 50.5%となっており、設問項目が異なり一概には言えないものの、収入源として農業を取り入れている事業所の割合は同じくらいとなっている。

図 8 農業参入の目的（事業所数：複数回答あり）



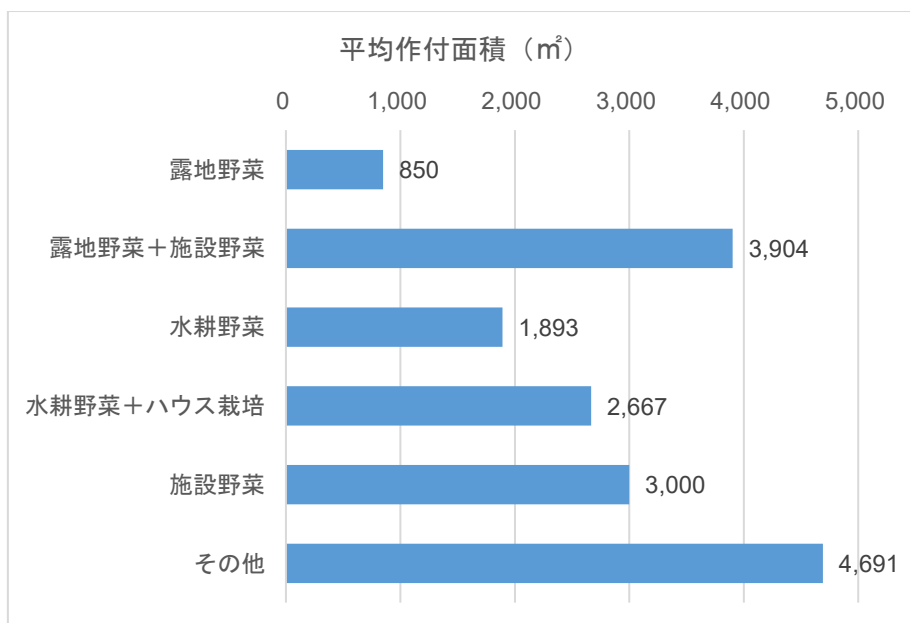
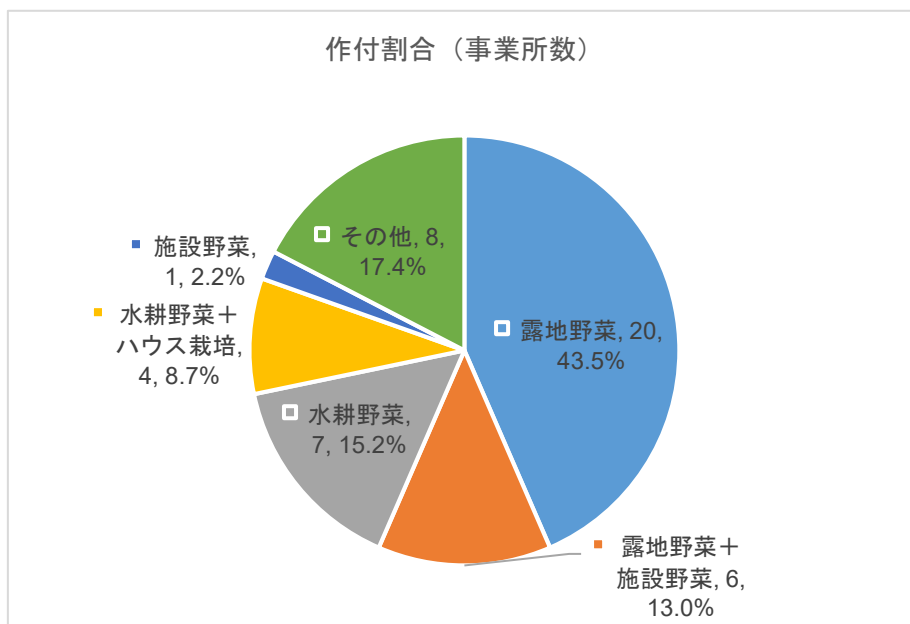
農業に取り組んでいる 46 事業所に生産物の出荷先を尋ねた設問（複数回答あり）では、「周辺店舗・施設・旅館」及び「JA 関連」へ出荷していると回答した事業所がそれぞれ 14 事業所、13 事業所と最も多く、地域での付き合いを通じてこうした出荷先を生産物の販路として開拓していることが考えられる。

図 9 主な出荷先（事業所数：複数回答あり）



作付けの割合等を尋ねた質問に対しては、農業に取り組んでいる 46 事業所のうち、約半数の 20 事業所（43.5%）が露地栽培のみに取り組んでいると回答している。これは、一定の投資が必要となる施設栽培に対して、初期投資が抑えられ、新たに農業に取り組むハードルが低い露地栽培が選択されていることが考えられる。こうした点は、作付け割合ごとの平均作付面積を比較した場合に、露地栽培のみに取り組む事業所の平均作付面積が最も低くなっており、比較的手軽に小さな規模で農業に取り組まれていると考えられることから裏付けられている。

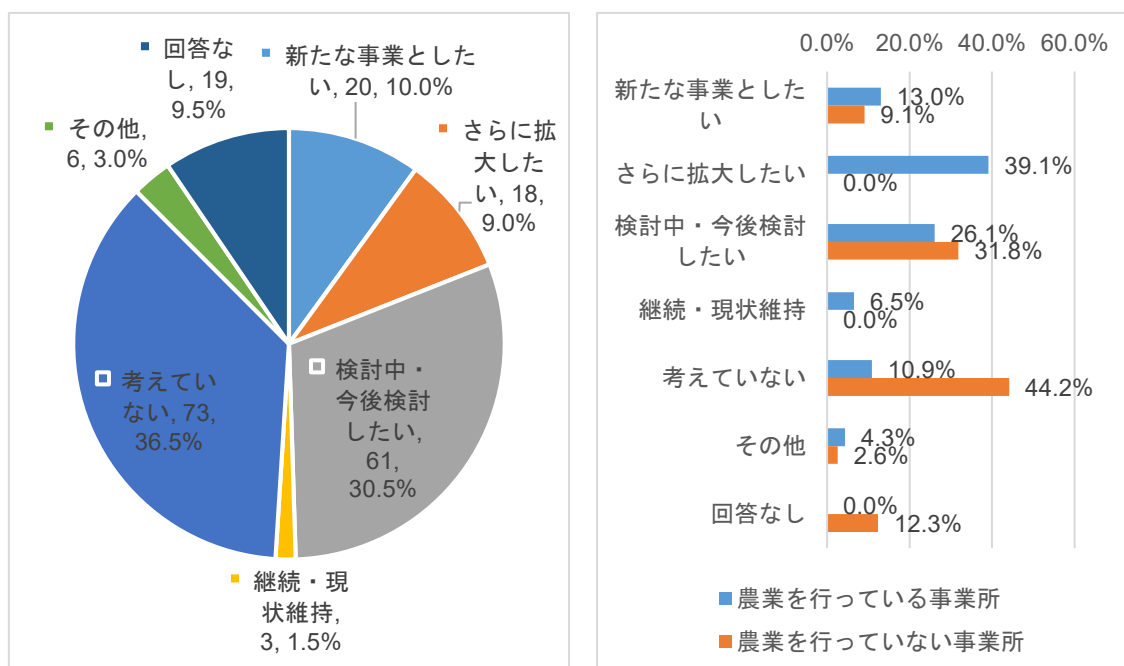
図 10 作付け割合と平均作付面積



今後新たに農業に取り組み始めたいか、または拡大したいかについて尋ねた設問では、「新たな事業としたい」または「さらに拡大したい」と回答した事業所の数は合わせて 38 事業所となっており、回答した事業所全体の 19.0%が新たに農業の取り組みを開始する、または拡大する意向があり、「検討中・今後検討」も含めると、99 事業所、全体の約半数 (449.5%) の事業所が開始、拡大を考えていることとなる。一方で、約 3分の 1 となる 73 事業所 (36.5%) の事業所が農業の開始、拡大を考えていないと回答している。

現在、農業を行っていない事業所と既に農業に取り組んでいる事業所それぞれで見ると、農業を行っていない事業所では、154 事業所のうち、14 事業所（9.1%）が「新たな事業をしたい」、49 事業所（31.8%）が「検討中・今後検討」と回答しており、合わせて全体の約 40%にとどまっているのに対して、既に農業に取り組んでいる 46 事業所では、「新たな事業をしたい」、「さらに拡大したい」及び「検討中・今後検討」を合わせて 36 事業所と、全体のおよそ 4 分の 3 の事業所が今後農業の取り組みを拡大することを考えている結果となっている。

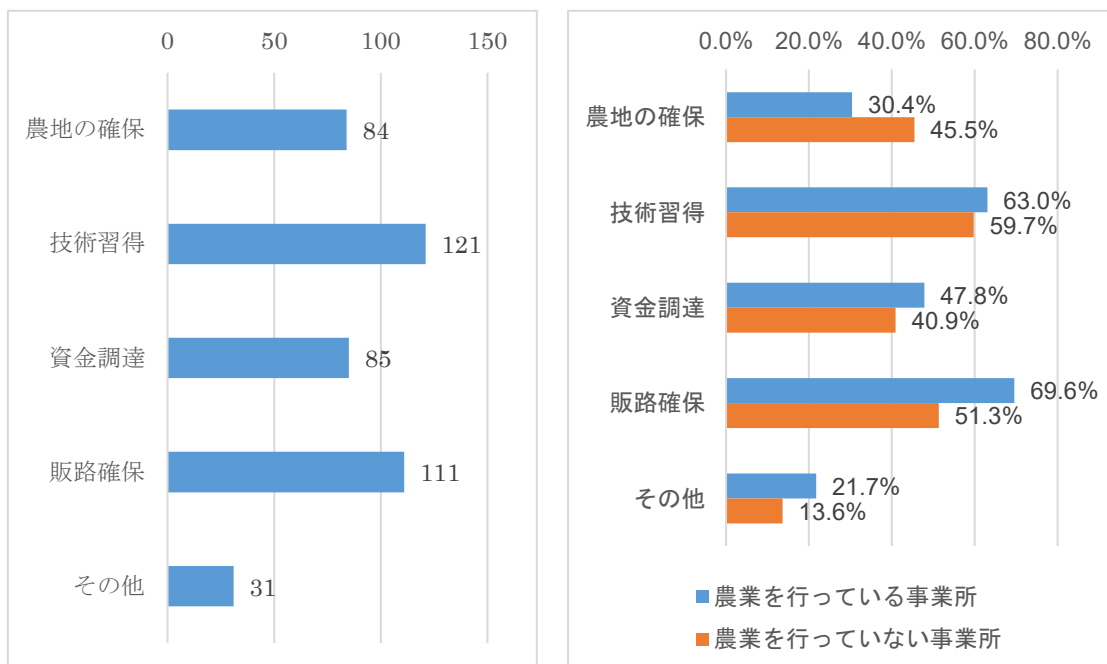
図 11 農業に新たに取り組み始めるまたは拡大する意向の事業所



農業を始めるにあたって課題となったこと、または課題となることについての設問では、「技術習得」（121 事業所、60.5%）と「販路確保」（111 事業所、55.5%）を課題として挙げる事業所が比較的多い結果となっている。

現在、農業を行っていない事業所と既に農業に取り組んでいる事業所に分けて見ると、農業を行っていない事業所では既に取り組んでいる事業所に対して「農地の確保」を課題とする事業所の割合が高い（既に取り組んでいる事業所の 30.4%に対して 45.5%）一方で、既に取り組んでいる事業所では「販路確保」を課題として挙げる割合が高くなっている（現在行っていない事業所の 51.3%に対して 69.6%）。また、「技術習得」を課題として挙げる事業所の割合はともに約 6 割と、農業に取り組んでいるか否かにかかわらず、課題として認識されている。

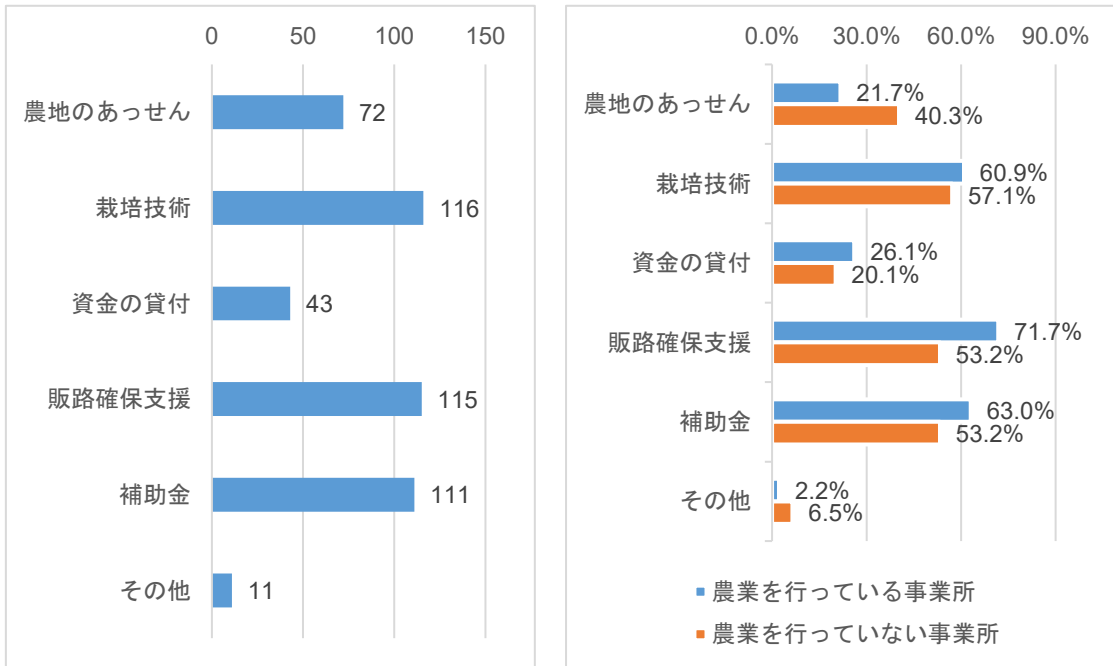
図 12 農業を始めるにあたって課題となった（なる）こと（事業所数：複数回答あり）



一方で、農業を始めるにあたって必要な支援としては、「栽培技術」（116 事業所、58.0%）、「販路確保支援」（115 事業所、57.5%）及び「補助金」（111 事業所、55.5%）を挙げる事業所がそれぞれ半数を超えている。

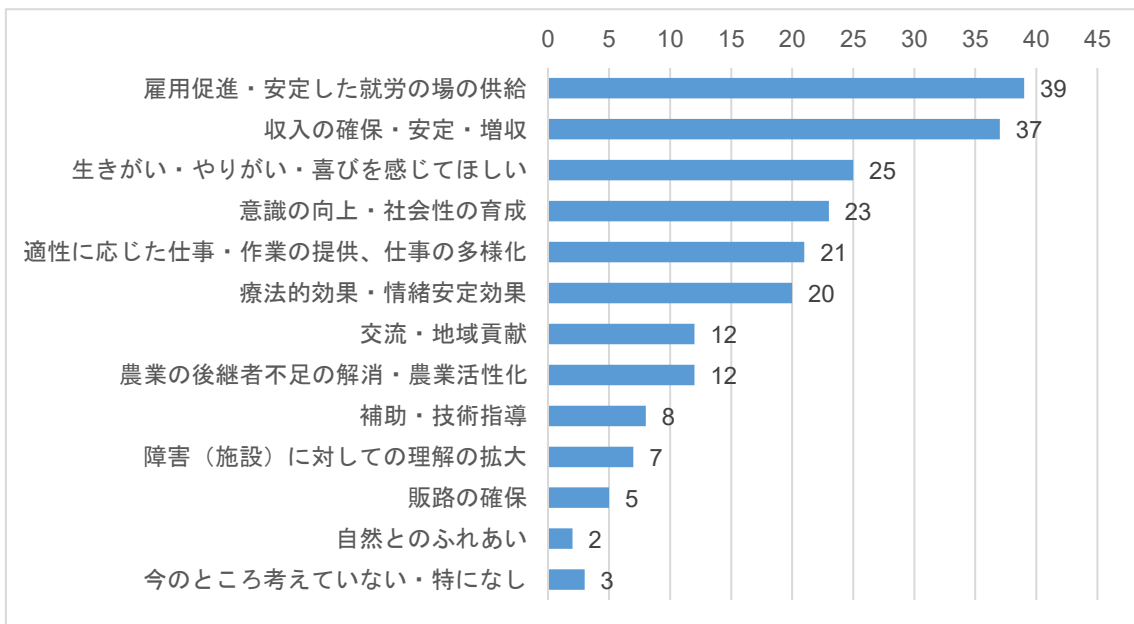
現在、農業を行っていない事業所と既に農業に取り組んでいる事業所に分けて見ると、農業を行っていない事業所では、「栽培技術」に対する支援を求める声が多い（88 事業所、57.1%）一方で、既に取り組んでいる事業所との比較では、「農地のあっせん」に関して支援が必要であると回答する事業所の割合が非常に高くなっている（既に取り組んでいる事業所の 21.7%に対して 40.3%）。また、既に農業に取り組んでいる事業所では、「販路確保支援」を求める声が多く（33 事業所、71.7%）、農業を行っていない事業所と比較しても高い割合となっている（現在行っていない事業所の 53.2%に対して 71.7%）。

図 13 農業を始めるにあたって必要な支援（事業所数：複数回答あり）



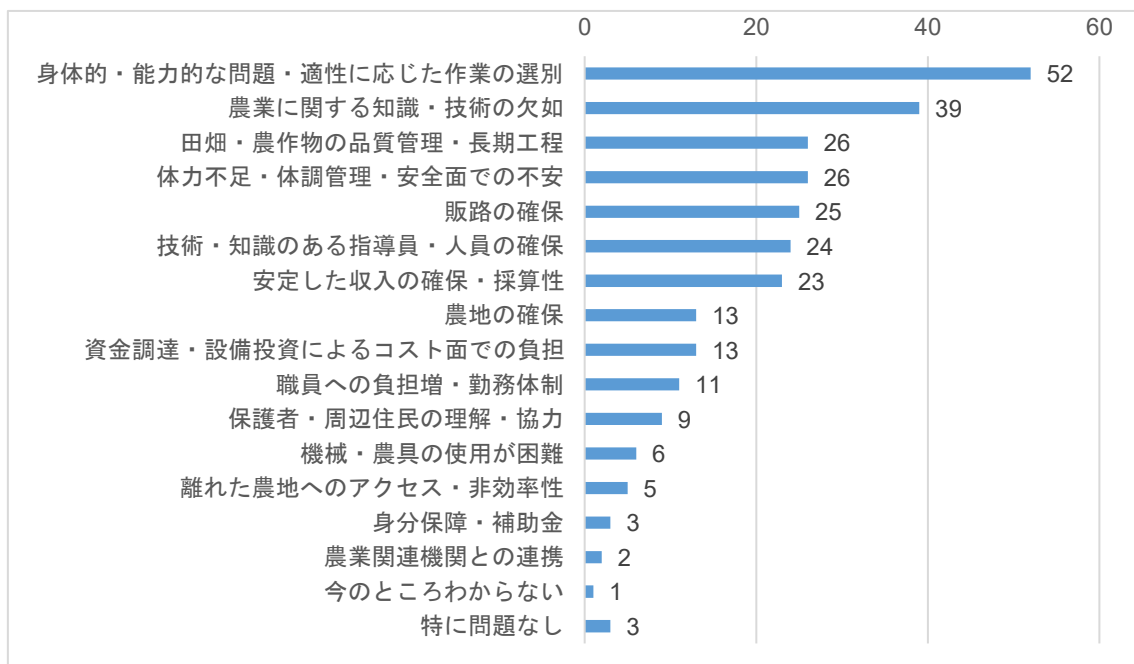
障がい者（福祉事業所）が農業分野に参入するにあたって期待することとしては、雇用機会の創出・就労の場の提供に期待する意見が最も多く（39 事業所、19.5%）、続いて収入確保（37 事業所、18.5%）、生きがい・やりがい・喜びを感じる機会（25 事業所、12.5%）としての期待が高くなっている。

図 14 障がい者（福祉事業所）が農業分野に参入するにあたって期待すること（事業所数：複数回答あり）



一方で、障がい者（福祉事業所）が農業分野に参入する際に障害になること、またはなると考えられることとしては、身体的・能力的な問題・適性に応じた作業の選別を挙げる回答が最も多く（52 事業所、26.0%）、農業に関する知識・技術の欠如（39 事業所、19.5%）、田畑・農作物・の品質管理・長期工程（26 事業所、13.0%）、体力不足・体調管理・安全面での不安（26 事業所、13.0%）、販路の確保（25 事業所、12.5%）と続いている。

図 15 障がい者（福祉事業所）が農業分野に参入する際に障害になる（と考えられる）こと（事業所数：複数回答あり）



第 3 節 三重県内で農福連携に先行的に取り組む事業所への調査

1 調査方法等

(1) 調査方法・対象

前節の三重県内の福祉事業所における農業参入の取組状況及び課題等の結果を踏まえて、三重県内において先行的に農福連携に取り組んでいると考えられる 6 事業所を選んで、事業所の概要、農福連携の取組状況、課題等について聞き取り調査を実施した。

聞き取り調査の対象とした事業所は、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会の会員事業所の中から、事業所の種別、運営主体、三重県農林水産部担い手支援課の意見や地域的なバランス等を考慮し、以下の 6 事業所を選定した。

表 6 調査対象事業所の概要

調査対象	所在市町	事業所の種別	運営主体
1	松阪市	生活介護・就労継続支援 B 型	社会福祉法人
2	鈴鹿市	就労継続支援 A 型	社会福祉法人
3	名張市	就労継続支援 B 型	株式会社
4	員弁郡東員町	就労継続支援 A 型	株式会社
5	桑名市	就労継続支援 A 型	一般社団法人
6	名張市	就労継続支援 B 型	特定非営利活動法人

(2) 調査期間

聞き取り調査は、2017年8月から11月にかけて、各事業所を訪問し実施した。

(3) 倫理的配慮

聞き取り調査では、実施者自らが調査対象事業所に本聞き取り調査の趣旨を口頭で説明したうえで、事業所の名称は非公開にするということで、本研究に聞き取り調査結果を使わせてもらうことについて、各事業所の承諾を得た。

2 生活介護・就労継続支援 B 型事業所（松阪市）

(1) 事業の概要

三重県松阪市において、社会福祉法人が運営する生活介護事業及び就労継続支援 B 型事業を行う多機能型事業所である。現在の利用定員は、生活介護事業、就労継続支援 B 型事業それぞれ 10 名であり、調査時点における利用者数は、生活介護事業が 10 名、就労継続支援 B 型事業が 6 名で、全員が知的障がいとのことであった。

2006 年に同一法人の別事業所の分場として事業を立ち上げ、園芸療法として農業生産及び農産品の加工作業を活動内容に展開してきた。2014 年から利用定員 20 名の生活介護事業所として独立し、2015 年には就労継続支援 B 型事業も開始し、多機能型事業所へと移行した。

(2) 農福連携の取組概要

栽培作目としては、ハウス栽培のイチゴを中心に、露地栽培で金胡麻、菜の花、かぼちゃ、ひのな、ニンニク等を生産、販売している。また、生産物からイチゴジャムや漬け物の加工作業、販売も行っている。イチゴ栽培用のハウスは近隣農家から賃貸を、露地栽培用の畑地は同様に、近隣農家から未利用農地を無償借受して生産を行っている。

生産物の販路は、JA や地元スーパーへの出荷のほか、産地直売所での販売、食品加工会社や漬け物屋への加工材料としての販売を行っている。

(3) 農福連携の課題

地域との関係づくりが一つの課題であるという。現在は、地域住民にも障がい者が農業の担い手として活躍し、地域の畑を支えていることが認識されているが、かつて別の地域で分場施設を設置しようとしたときに地域の理解を得るのが難しかったことがあるとのことである。地域住民の障がい者への理解が深まる必要があるが、当事業所では、後継者がいない農地の今後の担い手として依頼が来るほど地域から期待されているだけではなく、地域のお祭りなどにも駆り出されるまでの関係を築くことができている。

また、農業技術の習得についても、職員が農業の知識や経験がない中で本やインターネットで情報を収集しながら進めてきたとのこと、福祉の側から農業の側へアプローチすることはなかなかできないため、農の側から積極的に福祉事業所に声をかけてほしいとのことである。今では、営農指導員や農業支援センターなどの存在も知ったが、最初からそうした支援者、支援機関に聞けばよかったとの思いであるとのことである。

農業ジョブトレーナーについては、農家と障がい者の間に入ってつなぐ役割であるが、農作業自体は農家が直接、障がい者に指導する必要があるため、農家の性格もきっちりつかんで、障がい者の個々の障がいの特徴や、それぞれの障がい者の性格を理解したうえで、農家に各障がい者に向けた作業内容や作業方法をアドバイスをする必要があるが、そのような人材を確保することはできないのではないかとの意見であった。

農福連携に取り組む事業所としては、三重県障がい者就農促進協議会に入っている事業所は、就労継続支援 A 型の事業所がほとんどであるが、当事業所のような就労継続支援 B 型事業所と違い、最低賃金を支払わないといけない就労継続支援 A 型事業所では、それだけの儲けを出す必要があり、利用者への支援ばかりを言われてられないうえ、農福連携に取り組んでいる事業所もそれほど儲かっている事業所ばかりではないので、今後経営が苦しくなる事業所が出てくるのではないかとの見解であった。一方で、低廉な工賃で作業を行い、一定の生産を行っている就労継続支援 B 型事業所というのは、一般の農家の足を引っ張る恐れがあるのではないかとの考えでもあった。こうしたことから、当事業所では、地域の一般の農家と被るような作目は生産しないように配慮しているとのことであった。

3 就労継続支援 A 型事業所（鈴鹿市）

(1) 事業の概要

三重県鈴鹿市において、社会福祉法人が運営する就労継続支援 A 型事業所である。2000年に事業が開始された当初は、自動車用ワイヤーハーネス等の組立、加工を主な作業内容とする事業所であった。2010年に農業部門を立ち上げ、ハウス内での水気耕栽培を中心に、露地栽培も合わせた農業生産を行っている。また、2016年には同事業所内に弁当部門を立ち上げ、農業部門で生産した農産物を活用した弁当の製造、販売を行っている。そのほか、運営法人では、2014年から三重県の事業としてカフェレストランを運営し、農業部門で生

産した農産物を活用したメニューを提供しており、ステップアップカフェとして一般就労へ向けた就労訓練及び障がい者の就業への県民の理解を深める場の提供を行っている。

就労継続支援 A 型事業の利用者は、自動車部品製造部門、農業部門、弁当部門の 3 部門合わせて約 84 名となっており、このうち調査時点における農業部門の利用者は 16 名であり、その内訳は、知的障がい者が 10 名、精神障がい者が 5 名、身体障がい者が 1 名とのことであった。

(2) 農福連携の取組概要

栽培作目としては、水気耕栽培で小松菜、水菜、レタス、ネギなどを、露地栽培ではオクラ、空心菜、ナス、ネギなど季節に応じた野菜を生産している。農福連携を始めるにあたって、土地は関係者から借り受けて、ハウスを新設、ハウスを覆うシートの加工や、作業をする利用者に温もりを感じてもらえるように木製にした水気耕栽培用ベッドの製作も近所の大工さんに手伝ってもらうなどして手作りで行った。長年、水気耕栽培を続けてくる中で、利用者も作業に慣れてきて、作業量が足りなくなってきたことから、露地栽培にも取り組むこととした。

生産物の販路は、地元スーパーのほか、公設市場、JA、道の駅の地産地消コーナー、さらには運営法人が経営するカフェレストランや弁当店での材料としても利用している。

(3) 農福連携の課題

作業時間について、収穫作業は早朝に行う方が作物やその後の出荷にはよいが、朝早くからの作業に集まれる利用者が揃わず、通常の作業時間内で収穫作業を行うようにしているとのことであった。また、利用者の障がいの特性に合わせて作業時間も設定しているとのことである。

農業の指導の難しさとして、障がい者に作業の目安を明確に示すことが難しいことであるとのことであった。同一法人が運営している自動車部品製造部門のノウハウを生かして、作業の標準書を作っているものの、それを示しても利用者の障がいの特性によっては、作業を理解してもらうことが難しいこともあるとのことである。

作目について、取引先から新たな野菜を紹介してもらい作ってみることもあるが、うまく作れないことが多いとのことであった。また、同一法人が運営するレストラン等で使用したい野菜等のリクエストがあるが、それだけでは生産するベースに乗せられるまとまった数量にはならないとのことである。

地域との連携の面では、地域の病院や市民センターのイベントで生産物の即売の依頼があるが、日曜日に行われることも多く、スタッフや利用者の参加がなかなか難しい状況であるとのことであった。

4 就労継続支援 B 型事業所（名張市）

(1) 事業の概要

三重県名張市において、株式会社が運営する就労継続支援 B 型事業所である。現在の利用定員は、20 名であり、調査時点における利用者数は、14 名であるとのことであった。

生花販売や庭園用樹木、盆栽、観賞用草花、果実、球根、種苗の生産、販売を行ってきた同社が 2011 年に就労継続支援 B 型事業を立ち上げ、ハウス栽培及び露地栽培による野菜や果物の生産、販売のほか、園芸店の花の管理などを活動内容に展開してきた。

(2) 農福連携の取組概要

栽培作目は、ハウス栽培や水耕栽培、露地栽培による野菜、果物等の生産を行っていたが、調査時点において、利用者は農場での作業ではなく、園芸店での花の管理等の作業を行っているとのことであった。

当事業所の代表は、2000 年から農林水産省や県、地元市と連携し、園芸福祉に取り組んできている。農業側、福祉側、そして障がい者本人をつなぐ中間支援の人材の必要性を認め、当事業所での活動にとどまらず、農業ジョブトレーナーの育成等に取り組んできた。

(3) 農福連携の課題

当事業所の代表は、早くから園芸福祉に取り組んでおり、現在も地元市や県、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会等と連携して農業ジョブトレーナーの育成に取り組んでいるが、農業ジョブトレーナーについて大きく 2 つの課題を挙げている。

一つは、農業ジョブトレーナーの育成及び派遣にかかる事業についてどのようにして持続可能なものとしていくのかという点である。現在、三重県内では、同代表も理事を務める一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会が県と連携し、農業ジョブトレーナーの育成講座や派遣事業を運営しているが、県からの事業に頼らずにこれらの事業を運営していける体制を構築していくことが、農業ジョブトレーナーを定着させていくためには必要であるとの認識であった。

もう一点は、農業ジョブトレーナーに求められる人材の確保についてである。農家による障がい者雇用の事例を農業ジョブトレーナーが支援する場合、障がい者本人と農家、さらには関係する障がい者の家族や福祉施設等の間に入って、障がい者への農業指導の支援や、雇用する農家の障がい者に対する理解を深めるサポートが農業ジョブトレーナーには求められる。こうした中間支援で求められるノウハウやスキルを持った人材を確保、育成することは簡単なことではないとのことである。

そのほか、農福連携の推進にあたって、障がい者と接触する機会が乏しく、障がい者や障がいに対する理解が深まっていない農家が障がい者を雇用するのは現実的には難しいため、なかなか農家側が関心を示してくれず、福祉事業所による農業分野への参入が中心とならざるを得ないのではないかとのことであった。

5 就労継続支援 A 型事業所（員弁郡東員町）

(1) 事業の概要

三重県員弁郡東員町において、株式会社が運営する就労継続支援 A 型事業所である。現在の利用定員は、15 名であり、調査時点における利用者数は、15 名であり、その内訳は、知的障がい者が 7 名、精神障がい者が 7 名、身体障がい者が 1 名とのことであった。

本社を東京に置き、人材派遣業を中心に事業を展開する同社が、農福連携による障がい者の就労の場の確保をめざす町の誘いを受け、2015 年に露地栽培による野菜の生産、販売を行う就労継続支援 A 型事業所を同町内に設立した。

このほか、同社は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を 2012 年に設立しており、電子部品の簡単な検査梱包及び文房具品の組立梱包を行う事業所を三重県内に、当事業所と同様に農福連携に取り組む事業所を千葉県内に有している。

(2) 農福連携の取組概要

栽培作目は、露地栽培によるさつまいも、玉ねぎ、なばな、ジャガイモ、人参、ブロッコリー、かぼちゃ等の生産を行っている。栽培作目の選定及び作付けについては、年間通しての作業量を確保できるよう工夫をしながら進めている。

生産物の販路は、JA への出荷のほか、直売所や無人販売所での販売、仲卸への販売を行っている。

農地については、町の紹介により町内の未利用農地を借り受けて確保しており、事業開始時の 1.7ha から 3.3ha まで作付面積を拡大している。

また、当事業所での活動は、運営会社のグループ企業の社員研修として農業体験実習にも活用され、農業や障がい者の就労への理解を深める機会とされているほか、地域との交流として町内の幼稚園、保育園等の芋掘り体験や近隣の特別支援学校の職業体験実習も行われている。

(3) 農福連携の課題

まずは利用者が毎日作業に参加できる環境づくりということで、利用者の障がい特性に応じた服薬等の管理や、露地栽培という作業の特性上、夏場の暑さ対策等の体調管理に気を配っているとのことであった。

作業面では、それぞれ障がいの特性が異なる利用者にも作業内容が分かりやすくできるように種まきから収穫、出荷の作業のマニュアル作りを進めているとのことであった。また、作業の効率化と、重労働や煩雑な作業の負担軽減のために機械化も進めており、農業指導員から利用者も機械を運転、操作できるように指導が行われていた。ただし、作業の機械化にあたっては、利用者の一定の作業の確保に留意をしているとのことであった。

販売面では、さらなる販路の拡大と、付加価値の高い作目の栽培や栽培方法を取り入れていく必要があるとの認識であった。栽培方法としては、現在は通常の慣行農法で生産しているが、今後は有機栽培や低農薬栽培を取り入れブランディングを図っていききたいとのことであった。また、販路の面では、前述の JA への出荷や直売所での販売のほか、親会社のグループ企業でも一部活用されるようになっているとのことであった。

6 就労継続支援 A 型事業所（桑名市）

(1) 事業の概要

三重県桑名市において、一般社団法人が運営する就労継続支援 A 型事業所である。現在の利用定員は、15 名であり、調査時点における利用者数は、12 名であり、その内訳は、知的障がい者が 2 名、精神障がい者が 10 名とのことであった。

運営法人の代表者は、もともと大手文具会社において印刷作業を中心とする特例子会社及び水耕栽培による農福連携事業に取り組む特例子会社を立ち上げた経歴を有し、退職を機に三重県内で農福連携を通じた就労継続支援 A 型事業所を 2015 年に設立したものである。

(2) 農福連携の取組概要

栽培作目は、露地栽培によるネギを中心に生産を行っている。ネギを栽培作目として選定した理由としては、露地栽培ができること、年間を通して作業が確保できること、そして十分な販路を有していたことであるとのことであった。

生産、出荷にあたっては、近隣の社会福祉法人（入所施設、就労継続支援 B 型事業所）と連携しており、播種・育苗・出荷調整を作業委託し、定植・生育・収穫・出荷作業を当事業所の利用者が行っているとのことであり、福祉事業所間の連携、特に就労継続支援 A 型事業所と就労継続支援 B 型事業所が連携し、それぞれの利用者の障がい特性や能力に応じた作業分担を行っている好事例といえる。

生産物の販路は、近隣のスーパー等への出荷のほか、以前の勤務先で築いた人的ネットワークによる販路により安定した出荷先の確保につながっているとのことであった。

(3) 農福連携の課題

農業面での課題としては、露地栽培の難しさを挙げている。施設栽培に比較して、初期投資を抑えて農業に参入することができる反面、天候や気候に左右されることが多く、経営面において、年間を通じて利用者の賃金を稼ぎ出す程度には売り上げを確保できる体制にはなっているとのことであるが、天候等の影響により見込みどおりの生産ができず、売り上げが届かないリスクもあるとのことである。

また、農地の確保にあたっては、近隣の未利用農地の情報を集め、当該未利用農地を借り上げるためには、JA、地域農家等の農業関係者とのネットワークづくりが必要であるとの

ことであり、目を付けた農地があってもなかなか実際に借りるまでには苦勞をすることがあるとのことである。

このほか、三重県では特定求職者雇用開発助成金が一時期(2014年10月～2017年4月)廃止されたことにより、就労継続支援 A 型事業所として運営していくのが厳しくなったとのことであった。

7 就労継続支援 B 型事業所 (名張市)

(1) 事業の概要

三重県名張市において、特定非営利活動法人が運営する就労継続支援 B 型事業所である。現在の利用定員は、20 名であり、調査時点における利用者数は、24 名であり、その内訳は、知的障がい者が 17 名、精神障がい者が 5 名、身体障がい者が 2 名とのことであった。

2014 年、関連会社の運営する水耕栽培の農園の生産請負を施設外就労訓練として実施する事業所として事業を開始した。その後、2016 年には「さをり織り」の織物製作を中心とするクリエイト部門を立ち上げ、現在は、農業部門とクリエイト部門の 2 部門で事業所を運営している。

(2) 農福連携の取組概要

栽培作目は、ハウス内での水耕栽培による小松菜、水菜、リーフレタスなどの生産を行っている。

生産物の販路は、県内のスーパーや地元の JA への出荷のほか、市内のレストランやカフェとの取引も行っている。取引先との信頼関係を築くことにより、販売単価は事業開始当初の倍近くになっているとのことであった。

そのほか、各利用者の個性や特性を尊重し、月 2 回のモニタリングを通して目標達成度を計り、利用者のやりがいややる気を引き出している。また、利用者の障がい特性に応じた配慮のための工夫、気配りを行っており、農作業の現場で健常者、障がい者に関係なく、気兼ねなく使えるトイレを設置するためにクラウドファンディングにも取り組んでいる。

(3) 農福連携の課題

様々な制約が伴う農作業の現場において、障がい者一人ひとりの個性である障がい特性に配慮しつつ、同じように作業ができる環境を整えることを課題と捉え、作業現場の整理整頓や利用者自らによる作業環境の工夫などに取り組んでいる。その一つの象徴的な取り組みとして、クラウドファンディングによるトイレ整備のための資金集めを行っているとのことであった。

また、就労継続支援 B 型事業所として運営しており、利用者の心の自立、生活の自立につながるやりがいを引き出す支援を行うとともに、一般就労を希望する利用者には一般就

労に向けた訓練を行い、社員としての雇用や他の事業所での一般就労にも結び付けてきたとのことであった。

第4節 農福連携に先行的に取り組む事業所への調査結果のまとめ

今回の聞き取り調査の対象事業所は、就労継続支援事業のA型事業所が3事業所、B型事業所も3事業所（うち、1事業所は生活介護と併設）という内訳となっている。

第1節で述べた三重県が福祉事業所を対象に実施した調査の結果において課題及び必要な支援として挙げられた「農地の確保」、「販路の確保・拡大」、「農業技術の習得」及び「補助金・資金の確保」の4つの視点から今回の6事業所への聞き取り調査の結果を考察する。

1 農地の確保

まず、農地の確保については、今回の聞き取り調査の対象とした事業所のように既に3～11年間、先行的に農福連携に取り組んできた事業所では、現時点で農地の確保が課題になっているとの声は聞かれなかった。これは、担い手となる後継者がいない農家が増え、耕作放棄地が三重県に限らず全国で増えている中で、2009年の農地法改正により農業生産法人以外の法人に対する農地の貸借の要件が緩和されたことが影響しているものと考えられる。むしろ地域との連携を深め、地域の農業の担い手として福祉事業所が認められていく中で、後継者のいない農地の担い手として地域の農家から託されるようになった事業所も出てきている。

ただし、農業を取り入れるにあたって、これまで農業に接することのなかった福祉事業所にとっては、農地をはじめとする農業に関する情報にどのようにアクセスすればよいかわからず、課題となっているものと考えられる。第1節の調査結果においても、農地の確保を課題として挙げている事業所は、農業を取り入れている福祉事業所では30.4%であるのに対して、これまで取り組んでこなかった福祉事業所では45.5%に上っていることから、これから農業を始めようとする福祉事業所に対してどのようにアプローチしていくか、情報を提供していくかが、農福連携を支援していく側の課題となっていると考えられる。

2 販路の確保・拡大

次に、販路の確保、さらには拡大については、JAへの出荷や近隣の小売店、スーパーとの取引を中心に、既に特定の販路を有しており、一定の売り上げを確保できている事業所や、生産物の品質を上げていくことを通じて付加価値を高め、県内のスーパーチェーンに販路を開拓してきた事業所があった反面、JAへの出荷や直売所での販売が中心であるため、今後、付加価値の高い作目の導入や有機栽培・低農薬栽培等によるブランディングを課題とし

ている事業所まで様々であった。また、生産した野菜等を活用したカフェレストランや弁当店の経営や、ジャムや漬け物などの加工品の製造・販売などいわゆる 6 次産業化にも取り組んでいる事業所の事例も見られた。

小規模な事業所が大半を占め、経営のノウハウも通常有していない福祉事業所にとっては、独自のルートで販路を開拓することは難しく、直売所やスーパー等の直売コーナーでの販売に限られ、結果として十分な収入につなげられないことが農福連携に取り組む多くの福祉事業所の課題であると考えられる。農福連携が広がっていく中で、個々の事業所の努力により栽培技術の向上や付加価値の高い作目の導入、加工や販売も含めた 6 次産業化等を通じて、競争力、収益力の向上を図っていくことが、一般の農業経営者と同様にあるいはそれ以上に農福連携に取り組む福祉事業所にも必要となってくる。そうした意味で、農福連携に取り組む福祉事業所を支援する県をはじめとする行政機関としては、個々の事業所の販路開拓の取り組みをサポートするとともに、聞き取り調査でも聞かれた県内の大手食品加工事業者からのニーズによるゴマ経営モデルの作成等の取り組みは、はじめから販路ありきで、栽培方法の指導もあり、また大口のニーズに対しても複数の事業所が連携して対応することができるなど、今後の農福連携における販路開拓のモデルとして有用なものと考えられる。

3 農業技術の習得

さらに、農業技術の習得については、露地栽培や施設栽培、水耕栽培など栽培方法はそれぞれの事業所の栽培作目に応じて様々であるが、栽培技術の習得という面では軌道に乗るまでは試行錯誤を繰り返し、うまくいかないこともあったとの声も聞かれた。第 1 節の調査結果においても、農業を取り入れている福祉事業所、これまで取り組んでこなかった福祉事業所いずれも 60%近くの事業所が栽培技術の習得を課題及び必要な支援として回答しており、福祉事業所にとって高いハードルとなるものと考えられる。しかしながら、いずれの事業所も農業経験者や関係者等の指導を仰ぐなどしながら、課題は乗り越えてきているものと認められた。また、三重県においても農業大学校で福祉事業所の支援員向けの短期研修コースを設けるなど、福祉事業所における農業技術の習得機会を設定するよう努めているが、農業技術の習得の面で最も課題を抱えていると考えられる農福連携に新たに取り組もうとする福祉事業所にしっかりアプローチできるようにしていく必要があるであろう。

一方で、聞き取り調査の中で課題として挙げられていたのが、個々の障がいに応じて様々な適性・特性を有する障がい者に農作業を指導する難しさであった。農作業では、工業製品のように統一された形状、寸法で出来上がるわけではないため、障がい者に分かってもらえるように作業の目安を明確に示して教えることが非常に難しいとの意見が聞かれた。できる限り分かりやすく作業ができるようマニュアルや補助具の作成等に取り組んでいる事業所もあったが、今後、新たな農業の担い手を求めていく中で、障がい者に限らず、農業の経

験がない新規就農者を受け入れていく中でも、作業の方法や基準を分かりやすくする工夫をしていく必要があるのではないだろうか。

4 補助金・資金の確保

最後に、補助金・資金の確保については、いずれの事業所においても国（農林水産省、厚生労働省等）の補助金や助成金等、三重県の農福連携推進にかかる事業等を活用し、施設・設備の整備や障がい者が作業しやすい環境の整備等を行っていた。新規就農者や農福連携に取り組む事業者の施設整備や人材育成に対する各種事業が農林水産省を中心に準備されており、また三重県においても農福連携のモデル事例創出に資する事業を行うなど、これらの事業を活用することにより、福祉事業所が農業に取り組むにあたり必要な整備の一助になるものと考えられる。

ただし、就労継続支援 A 型事業所では、利用者に最低賃金を上回る賃金を支払うだけの収入を上げることは販路を確保している事業所においても難しいという声も多く聞かれた。また、最低賃金を上回る賃金を支払える収益を上げるために生産性を向上させることを優先するがあまりに、障害者福祉施設としての支援、訓練の役割が疎かになってしまっていることを懸念する意見も寄せられた。さらには、就労継続支援 B 型事業所への聞き取りの中でも、就労継続支援 A 型事業所として農福連携に取り組む難しさに対する意見も寄せられており、雇用契約を結び最低賃金を上回る賃金を利用者に支払う就労継続支援 A 型事業所の理想を実現、継続させていくためには、販路開拓や生産物の高付加価値化等に対する支援が必要となるものと考えられる。

5 農業ジョブトレーナーの活用

上記の課題以外に、聞き取り調査の中で農業ジョブトレーナーの活用についての意見も多く聞かれた。大半の事業所が農業ジョブトレーナーの重要性及び有用性を認めているものの、一方で農業ジョブトレーナーに求められる資質・適性を満たす人材の確保・育成の難しさや農業ジョブトレーナーを活用する体制の整備に対する懸念の声も聞かれた。

農業ジョブトレーナーとは、農業の担い手として障がい者を雇用しようという農業経営者に障がい者の障がい特性や本人の適性に配慮した就労・作業方法について助言を行うとともに、農業分野での就労をめざす障がい者に就労体験実習から実際の就労に至るまで農作業等の指導・助言を行うことにより、農業経営者と障がい者をつなぐ役割が求められている。いわば一般企業での障がい者雇用・就労において障がい者と企業をつなぐ役割を担うジョブコーチの農業版といえる存在である。

農業ジョブトレーナーの活用については、現在、三重県からの委託を受けた一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会が農業ジョブトレーナーの育成講座の開催や、農業ジョブトレーナーの事業所への派遣等を行っている。同協議会は、農業ジョブトレーナーの育成・

派遣を行う受け皿として、また農福連携に取り組む事業所のネットワーク化を図るために、2015年に設立された法人である。福祉事業所への聞き取り調査の結果を踏まえ、農業ジョブトレーナーの育成、活用に取り組む同法人への聞き取り調査を行ったところ、次のとおりの課題が明らかとなった。その1点目としては、農業ジョブトレーナーの育成において、育成講座を開催すると、三重県内にとどまらず、県外からも含めて多くの受講生が集まってくるが、受講生の多くがこれから農業に取り組もうとするまたは取り組み始めた福祉事業所のスタッフ等で占められており、農福連携に取り組む福祉事業所が農福連携についての情報収集やスキルアップの場として活用するケースが多くなっており、農業ジョブトレーナーとして求めている農業経営者と障がい者の間に立って障がい者の障がい特性や適性に合った助言・指導を行う人材を育成する場にしようという本来の育成講座の趣旨とミスマッチが起こっているという点である。もう1点は、こうした農業ジョブトレーナーの育成や派遣にかかる事業については、三重県からの委託により3年間を区切りとして実施しており、事業終了以降の農業ジョブトレーナーの育成、派遣を行う体制の見通しが立っておらず、どのようにこの農業ジョブトレーナーの活用体制を持続可能なものとするかということであった。

第4章 結論

本論文では、第1章で先行研究の考察を通じて、農福連携の取り組みの背景について説明し、第2章では農福連携の経緯や、国、三重県の施策における農福連携の位置づけについて整理してきた。そして、第3章では、三重県内における農福連携の取り組みの現状と課題を把握するため、三重県のこれまでの取り組みを概観し、三重県が福祉事業所を対象に実施した農業への取組状況等に関する調査結果について整理したうえで、三重県内において先進的に農福連携に取り組む6事業所への聞き取り調査を通じて、課題と考えられる「農地の確保」、「販路の確保」、「農業技術の習得」及び「補助金・資金の確保」、そして「農業ジョブトレーナーの活用」の視点から、農福連携の取り組みが広がり、定着するための課題等について分析してきた。

これまで見てきたとおり、農福連携はそれぞれ、国においては農林水産省を、また三重県においては農林水産部を中心に、農業側から政策、取り組みが進められてきている。これは、農業の担い手不足を解消し、耕作放棄地の増加や食料自給率の低下に歯止めをかけるため、農業の多様な担い手を確保しようとする農業分野からの農福連携に対する期待の表れと考えられる。一方で、農作業の持つ園芸療法・園芸福祉の効果は、障がい者の就労の場、生きがいややりがいを探そうという福祉事業所等にとっても有意義なものであり、より一層農業分野と連携した取り組みを進め、障がい者の多様な就労機会の創出、生きがいづくりに結びつけていくことが望まれる。

三重県では、三重県農福連携・障がい者雇用推進チームを立ち上げ、農業、障がい者福祉、障がい者雇用及び特別支援教育の担当課等が連携する体制を築いているが、それぞれの立場の違いにより農福連携への取り組みに対する温度差があるように感じられる。それぞれの分野において農福連携を活用するメリットを改めて見つめ直し、各分野が連携する意義を認識することによって、実質的に連携して農福連携を推進する体制を構築できるのではないだろうか。

また、農地法等の改正によって株式会社等一般企業の農業参入が広がる中、全国的には、大都市近郊を中心に特例子会社による農福連携の事例も見られるが、三重県内においては特例子会社自体がごく限られている中で、今後も特例子会社制度を活用した農福連携の取り組みが大きく増加することは難しいと考えられる。三重県内においては、農福連携の取り組みを進展させていくために、福祉事業所が農業に取り組むか、農業経営者が障がい者を雇い入れるかのいずれかまたは両方の取り組みを支援していくことを中心に進められてきたが、今後の農福連携の可能性について、福祉事業所、農業経営者それぞれの観点から検討してみたい。

1 福祉事業所による農福連携の取り組みの今後に向けて

福祉事業所による農業への参入を促進していくための課題としては、前章第 2 節で述べた福祉事業所への調査結果のとおり、「農地の確保」、「販路の確保・拡大」、「農業技術の習得」及び「補助金・資金の確保」が挙げられるが、福祉事業所による農福連携を定着させていくために、本研究における聞き取り調査を通じて、特に課題であると感じられたのは、「販路の確保・拡大」であった。販路の確保自体については、今回の聞き取り調査において対象としたほとんどの事業所が一定の販路を確保していたものの、特に就労継続支援 A 型事業所では、ある程度農福連携の取り組みが進んでいる事業所においても、事業を自立的に持続可能なものとしていくためには、販路の確保・拡大に対する支援とあわせて、作目や栽培方法による高付加価値化や農商工連携による 6 次産業化等への行政及び支援機関による支援が望まれる。

また、今回の聞き取り調査では先行的に農福連携に取り組んでいる福祉事業所を対象としてきたが、農福連携による障がい者の活躍の場をさらに創出していくには、新たに農福連携に取り組む福祉事業所の裾野を広げていく取り組みも求められる。新たに農業に参入しようとする福祉事業所が、上記 4 つの課題に代表されるような農福連携に取り組むにあたっての課題を解決していけるように福祉事業所間のネットワーク化を図る取り組みが農業分野及び障がい者福祉分野の連携により進められていくことが期待される。こうしたネットワークが広がっていくことにより、新規参入の促進にとどまらず、既に農福連携に取り組んでいる福祉事業所同士の連携により販路拡大や農商工連携に取り組む機会の創出にもつながっていくものと考えられる。

一方で、障がいの特性や程度によっては、一般就労や雇用契約に基づく就労継続支援 A 型事業所での就労が困難な障がい者もいるが、こうした障がい者にとっても農作業の持つ園芸療法・園芸福祉の効果は有効であり、就労訓練やリハビリテーションに取り組む手段として農福連携を活用することも望まれる。こうした点から、農福連携に取り組むまたは新たに参入しようとする就労継続支援 B 型事業所等に対する支援も欠かしてはならない。

2 農業経営者による農福連携の取り組みの今後に向けて

一方で、農業経営者による障がい者雇用の促進に関する課題・方策については、本研究では福祉事業所への調査結果の分析及び聞き取り調査にとどまっており、さらなる調査・研究を待たなければならない。しかしながら、先行研究の整理や福祉事業所への調査から見えてくる課題としては、作業の工夫や配慮によって、農業においても障がい者が活躍する場面を作り出すことができることを農業経営者に体感、理解してもらうことであろう。そのための方策としては、農業現場における就労体験研修への参加・受入を通じて、障がい者に農作業で自分にもできることがあることを体験し、やりがいを感じてもらうとともに、農業経営者にも障がい者が農業現場において戦力になることを実際に目の当たりにしてもらうことで

ある。そのような農業現場における就労体験研修を円滑に行うためには、農業ジョブトレーナーの支援・指導が必要であり、今後も引き続き農業ジョブトレーナーの人材育成・確保が求められる。

また、農地法等の改正に伴い、株式会社等一般企業の農業参入が広がる中、こうした一般企業等、農業生産法人以外への新規就農の支援と併せて、通常のジョブコーチの活用や障害者雇用調整金や報奨金等の支給による一般企業における障がい者雇用の促進及び職場定着支援を進めていくことによって、これまでは福祉事業所が中心であった農福連携の主体の裾野を広げ、新たな農福連携の可能性が広がるのではないかと。さらには、障がい者雇用の経験、ノウハウを持たない農業経営者が直接、障がい者を雇用することよりも比較的容易に農福連携に取り組むことができ、また農業の技術、経験を有しない福祉事業所が自ら農業に参入するよりも比較的容易に取り組むことができるスキームとして、農業経営者と福祉事業所が農作業の請負契約を結び、福祉事業所の指示・指導のもと、農業経営者から委託された農作業に福祉事業所の利用者が従事する「施設外就労による農作業委託・受託」が全国的な広がりを見せている。農業経営者及び福祉事業所双方の新たな農福連携への参入を促していくためにはこうした施設外就労による農作業委託・受託が有効と考えられ、三重県においても、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会が、施設外就労による農作業委託の活用についてPRを行っているが、今後さらにこうした取り組みを進めていくためには、農福連携に取り組んでみたい農業経営者と福祉事業所とのマッチングの機会を創出していく必要がある。一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会とも協力しながら、三重県の農業部局である農林水産部と福祉部局である健康福祉部が連携してそのような場を設けていくことによってマッチングの可能性が高まっていくものと思われる。

3 農業ジョブトレーナーの育成の今後に向けて

農業ジョブトレーナーに求められる役割については、一般企業における障がい者の職場適応、定着を図る支援を行うこととしているジョブコーチ（職場適応援助者）の役割と似通ったものとなっている。ジョブコーチには、地域障害者職業センターに配置され支援を行う「配置型」、障がい者の就労支援を行う社会福祉法人等に雇用され支援を行う「訪問型」、そして障がい者を雇用する企業に雇用され支援を行う「企業在籍型」の3つの種類が用意されている。今後、三重県内に農福連携を定着させ、さらなる展開をめざしていくためには、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会の体制を整えたうえで、同法人に「配置型」の農業ジョブトレーナーを置くか、公益財団法人三重県農林水産支援センターや農業改良普及センター等の公的な支援機関に「配置型」農業ジョブトレーナーを配置し、支援の必要な障がい者または農業経営者、福祉事業所等に派遣する体制を構築するとともに、現在の農業ジョブトレーナー育成講座のニーズに合致すると考えられる、福祉事業所で雇用する「企業在籍型」の農業ジョブトレーナーを育成する講座を引き続き一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会で実施していくことが望まれる。

また、農業ジョブトレーナーの育成講座は、農福連携に取り組む福祉事業所にとって情報収集・交換及びネットワークづくりの機会として活用されているという現状も聞き取り調査から明らかとなってきた。このような状況は、農業ジョブトレーナーの育成講座を開催することとした所期の目的とは異なる状況ではあるものの、農福連携を推進していくうえでは意義のあるものであり、福祉事業所向けの農福連携についての講座や研修が一定以上求められているということを示しているものである。こうしたニーズに基づく研修・講座の開催を通じた支援が、福祉事業所による農福連携の取り組みを定着、発展させていくうえでも引き続き求められている。

最後に、農業ジョブトレーナーの人材確保にかかる一案として、農業経験者の高齢者を農業ジョブトレーナーとして育成することにより、農福連携を障がい者の就労だけで捉えず、園芸福祉も含めた広義の意味での農福連携の発展につなげることを提案して、本論文の結びといたしたい。三重県内でも園芸福祉を取り入れた一般介護予防事業を実施している自治体があるが、農福連携を核に障がい者や高齢者、地域を巻き込むことで、インクルーシブ（包摂的）な共生社会の実現につながっていくのではないだろうか。

おわりに

本論文では、三重県内において農福連携に取り組んでいる福祉事業所の事例を検討することを通じて、今後、農福連携がさらに広がっていくための課題を明らかにしてきた。今回の聞き取り調査では、三重県内の6件の福祉事業所、しかもある一定程度以上、先行的に農福連携に取り組んでいる福祉事業所に限定して聞き取りを行っており、農福連携に取り組み始めた事業所やこれから農福連携に取り組もうという事業所など農福連携の様々なステージにある福祉事業所の現状や課題を詳らかにできているわけではない。また、本論文では福祉事業所の側から捉えた農福連携による農業分野における障がい者就労の課題及び可能性しか示せていないが、本来であれば農業経営体による障がい者雇用・障がい者就労の可能性についても検討する必要がある。

2018年4月に施行される予定の障害者雇用促進法の改正により、法定雇用率の引き上げ（現行2.0%→改正後2.3%。ただし、当面の間は、2.2%）とともに、精神障がい者の法定雇用率の参入が行われる。今後ますます多様な障がい者の働く場が求められる中で、農作業による園芸福祉の効果から精神障がい者をはじめとする障がい者の就労機会として農業の現場への注目が高まっていくものと考えられる。

三重県が「農福連携全国都道府県ネットワーク」の事務局として農福連携の取り組みの定着、拡大を先導しようとする中、本論文が農福連携の展開による農業分野での障がい者就労の拡大に寄与することにつながれば幸いである。

謝辞

指導教員の和田康紀先生及び石塚哲朗先生から丁寧なご指導を賜り、本論文を作成することができました。心から感謝の意を表します。

また、本研究の目的、趣旨をご理解いただき、聞き取り調査等にご協力いただいた福祉事業所、三重県農林水産部担い手支援課及び一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会等、関係者の皆さまに厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

参考文献

- 新井利昌 (2017) 『農福一体のソーシャルファーム～埼玉福興の取り組みから～』 創森社
- 特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク (2008) 『農業が作る ふくし・ろうどう』 (『農業分野における職域の可能性と展望』 報告集)
- 小池恒男編著 (1998) 『日本農業の展開と自治体農政の役割—21世紀を見据えて』 家の光協会
- 小浦誠吾「日本における園芸療法の現状と今後の可能性」、『園芸学研究』、Vol.12, No.3, 2013, pp.221-227
- 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター (2009) 『資料シリーズ No.45「農業分野における障害者の職域拡大」』
- 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター (2011) 『調査研究報告書 No.102「農業分野の特性を活かした障害者の職域拡大に向けて」』
- 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター (2017) 『資料シリーズ No.45「農業分野における障害者雇用の現状と可能性に関する研究」』
- 小柴有理江「農業と福祉の連携をどのようにすすめるか」、『月刊福祉』、Vol.99, No.12, 2016, pp.18-24.
- 小柴有理江・吉田行郷・香月敏孝 (2016) 『農業と福祉の連携の形成過程に関する研究—農業分野における障害者就労を事例として—』、「農林水産政策研究」、Vol.25, pp.1-17
- NPO 法人コミュニティシンクタンクあうるず (2016) 『ソーシャルファーム～ちょっと変わった福祉の現場から～』 創森社
- 近藤龍良編著 (2013) 『農福連携による障がい者就農』 創森社
- 特定非営利活動法人人材育成センター (2013) 『NPO 等からの協働事業提案 農業分野における障がい者雇用推進プラン事業報告書』
- 杉岡直人「共生社会を創造する農福連携」、『月刊福祉』、Vol.99, No.12, 2016, pp.12-17.
- 武山梅乗「園芸福祉の誕生—オルタナティブな地域, 福祉, 農業を目指して—」、『駒沢社会学研究』、Vol.46, 2014, pp.101-122
- 田崎史江「園芸療法」、『バイオメカニズム学会誌』、Vol.30, No.2, 2006, pp.59-65
- 内閣府 (2013) 『障害者基本計画 (第3次)』
- 内閣府 (2017) 『平成 29 年版 障害者白書』
- 特定非営利活動法人日本セルフセンター (2014) 『農林水産省 平成 25 年度都市農村共生・対流総合対策交付金事業 農と福祉の連携についての調査研究報告』
- 一般財団法人農林金融研究会編 (2014) 『新規就農を支える地域の実践～地域農業を担う人材の育成～』 農林統計出版
- 農林水産省・地域の活力創造本部 (2016) 『農業競争力強化プログラム』
- 農林水産省・地域の活力創造本部 (2016) 『農林水産省・地域の活力創造プラン』

- 農林水産政策研究所 (2011) 『農業分野における障害者就労と農村活性化－社会福祉法人、NPO 法人、農業生産法人の活動事例を中心に－』 (農村活性化プロジェクト研究資料第 3 号)
- 農林水産政策研究所 (2012) 『農業分野における障害者就労と農村活性化－障害者施設における農業活動に関するアンケート集計結果及び特例子会社の農業分野への進出の現状と課題について－』 (農村活性化プロジェクト研究資料第 5 号)
- 農林水産研究所 (2017) 『農業と福祉の連携による農業・農村の活性化に関する研究』 (平成 28 年度行政対応特別研究 [農福連携] 研究資料)
- 農林水産政策研究所農村再生プロジェクト農福連携チーム (2012) 『特例子会社の農業分野への進出について』 (平成 23 年度プロジェクト研究「多様な主体との連携モデルによる農村地域の再生に関する研究」成果報告書)
- 長谷川真人「園芸療法の紹介」、『理学療法科学』、Vol.22, No.2, 2007, pp.301-304
- はたらくよろこびデザイン室 (2016) 『コトノネ別冊 自然栽培 Party』
- 濱田健司 (2015) 『農福連携の「里マチ」づくり』鹿島出版会
- 濱田健司 (2016) 『農の福祉力で地域が輝く～農福+α連携の新展開～』創森社
- 松尾英輔「園芸福祉はいまー誕生, 現状, そして, 展望」、『園芸学研究』、Vol.4, No.4, 2005, pp.373-378
- 三重県 (2015) 『平成 27～29 年度 みえ障がい者共生社会づくりプラン』
- 三重県 (2016) 『三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画』
- 三重県 (2016) 『三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画 行動計画【平成 28 年度～平成 31 年度】』
- 安中誠司・山下仁・片山千栄・石田憲治 (2010) 「農業分野での障害者就労の類型化による支援課題の抽出とその解決方策」、『農村工学研究所技報』 Vol.210, pp.49-59